

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

DWS 通貨選択型 エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド

- 豪ドルコース(毎月分配型) 愛称:通貨セレクト 豪ドル
 - ブラジルレアルコース(毎月分配型) 愛称:通貨セレクト ブラジルレアル
 - 円コース(毎月分配型) 愛称:通貨セレクト 円
- 追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。

- 委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]
ドイチ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号
・ホームページアドレス
<https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108
(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)
- 受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
三井住友信託銀行株式会社

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

本書により行うDWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）／ブラジルレアルコース（毎月分配型）／円コース（毎月分配型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年9月18日に関東財務局長に提出しており、2020年9月19日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

<商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券））	年12回（毎月）	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	<円コース以外>なし
							<円コース>あり（高位ヘッジ）

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<委託会社の情報>

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2020年7月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	716,499百万円（2020年7月末現在）

投資信託の基礎知識

(注)本ページは投資者の皆様に投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



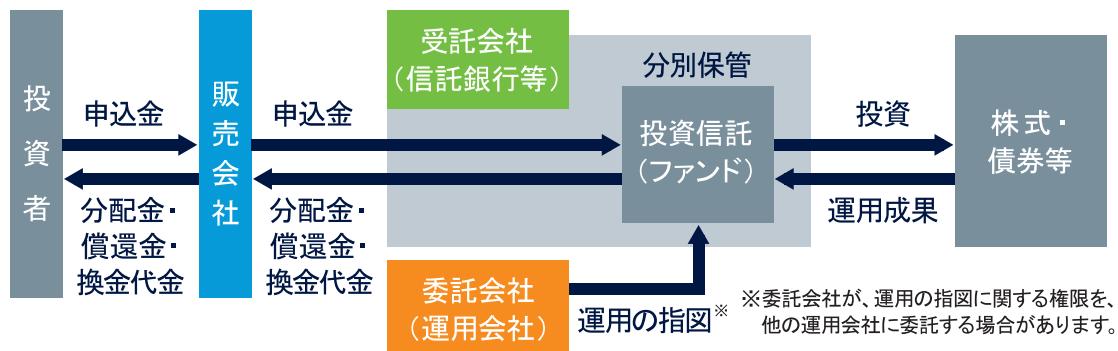
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンドは、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、円コースの3本のファンドで構成されています。

(注1) 販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

(注2) 各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

2

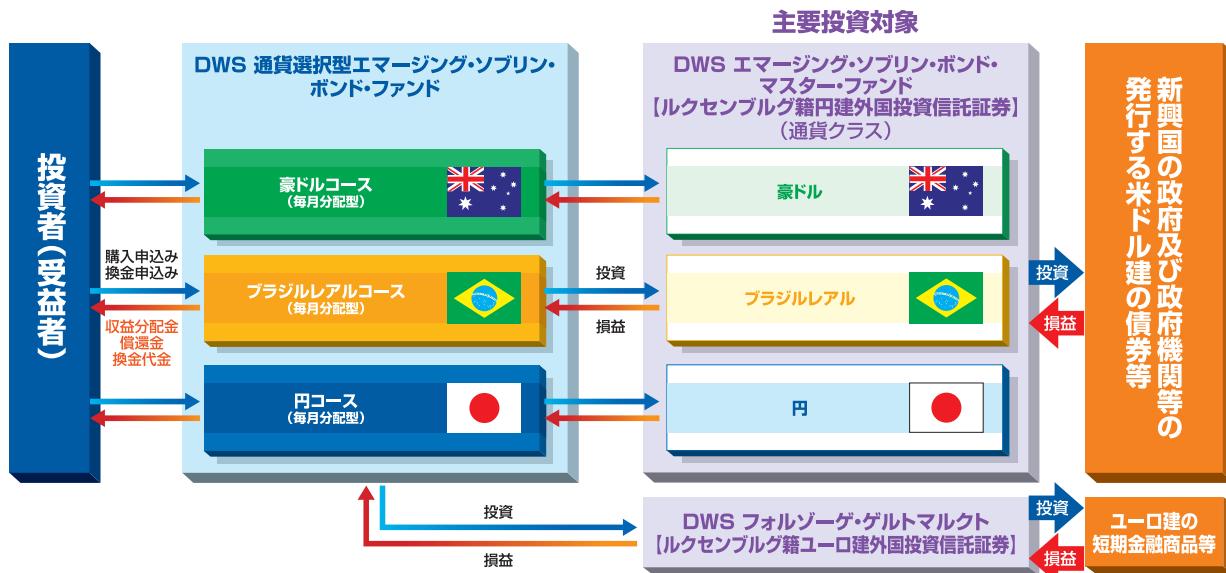
各ファンドは、新興国※の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等を実質的な主要投資対象とします。

※ 投資対象となる新興国は、投資を行う時点で、JP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイドの構成国、国際通貨基金(IMF)が「新興市場国・発展途上国」に分類する国、世界銀行が「低所得国」または「中所得国」に分類する国のいずれかに該当する国とします。

なお、投資対象となる新興国は、実質的な運用を行うDWSインベストメント GmbH の判断により変更される場合があります。

3

各ファンドはファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。



DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドは、次の3つの通貨クラスの円建投資信託証券を発行します。

①米ドル建資産*について原則として豪ドル、ブラジルレアルで各々為替取引（米ドル売り、当該各通貨買い）を行う通貨クラス*	対円での為替ヘッジ なし
②米ドル建資産*について原則として対円での為替ヘッジを行う円クラス	対円での為替ヘッジ あり

* 米ドル建以外の資産へ投資を行う場合は、当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。

(注) 各ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券の他に、「DWS フォルゾーゲ・ゲルトマールクト（ルクセンブルグ籍ユーロ建て外国投資信託証券）」にも投資を行います。

各ファンドが主に投資する投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の概要

ファンド名	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（豪ドル／ブラジルレアル／円）	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	円	ユーロ
運用の基本方針	主に新興国の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等に投資し、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指します。なお、実質的に保有する米ドル建資産について、原則として円クラスのみ対円での為替ヘッジを行います。豪ドルクラス、ブラジルレアルクラスでは各通貨クラスにおける通貨で為替取引を行います。	1ヵ月ユーロLIBIDをベンチマークとし、安定的な収益の確保を目指します。
主な投資対象	新興国の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等	ユーロ建の短期金融商品等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株式への投資は行いません。 ■ 米ドル建以外の資産への投資は、原則として、ファンド資産の20%以内とします。ただし、この場合は当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。 ■ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として、エマージング債券市場平均※1に対して±2.0年の範囲とします。 ■ ポートフォリオの平均格付は、原則として、B一格相当以上とします。※2 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超ません。
投資運用会社	DWS インベストメント GmbH	DWS インベストメント GmbH

※1 JP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイドの数値を使用します。当該指数はファンドのベンチマークではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。JP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイドとは、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表し、米ドル建の新興国国債及び国債に準じる債券を対象として指数構成国の組入比率に調整を加えた指数です。

※2 格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。また、複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

(注) 指定投資信託証券は見直されことがあります。

< DWS インベストメント GmbH について >

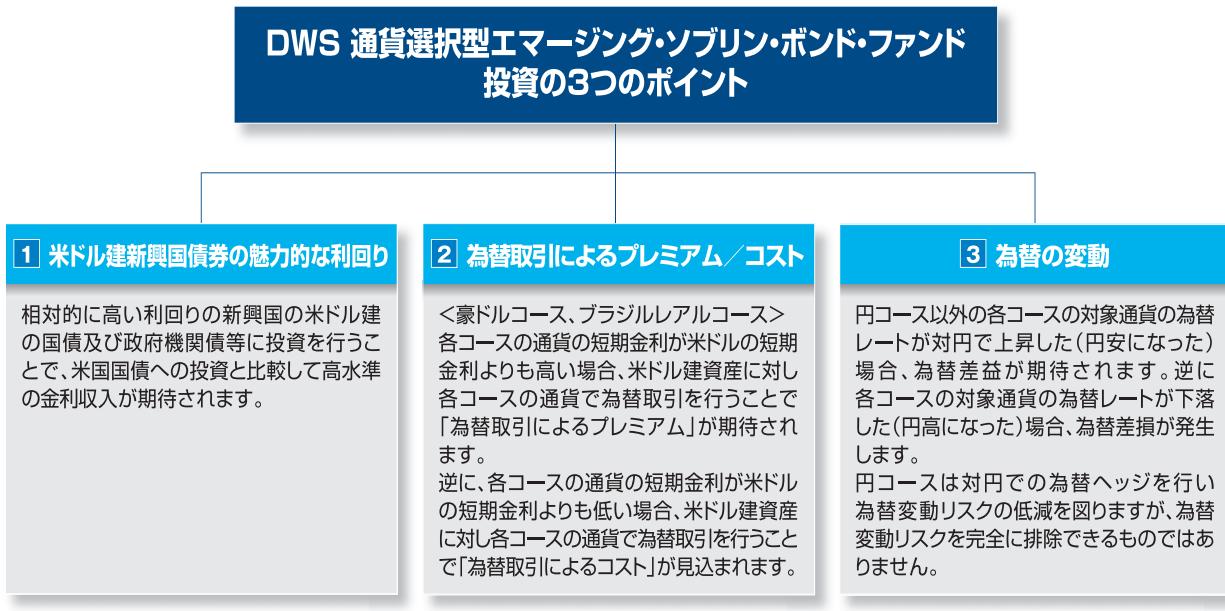
指定投資信託証券の運用を行う DWS インベストメント GmbH はドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

4 毎月決算を行い、収益分配を行います。

- 每月20日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(注) 収益分配方針については、後記「分配方針」をご参照下さい。

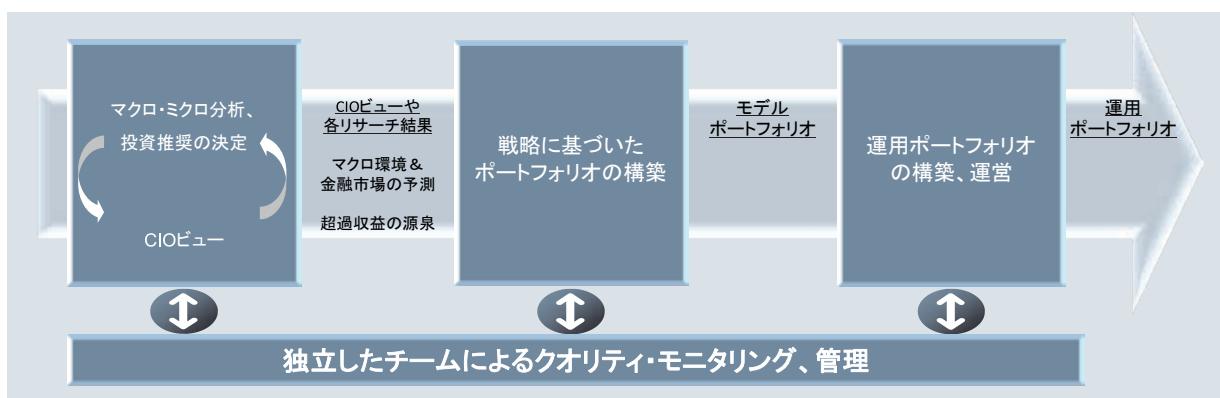
<ファンド投資の3つのポイント>



■円コースは米ドル建資産について対円での為替ヘッジを行うため、円の短期金利が米ドルの短期金利よりも高い場合、「ヘッジプレミアム」が、逆に、円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合、「ヘッジコスト」が見込まれます。

- (注1) 「為替取引によるプレミアム／コスト」または「ヘッジプレミアム／コスト」としては、各コースの通貨と米ドルの間の金利差等が反映された収益／費用が見込まれます。
- (注2) 通貨選択型ファンドの収益のイメージについては、後記「追加的記載事項 2」をご参照下さい。

<運用プロセス>



- (注1) 上記運用プロセスは、当ファンドの主要投資対象であるDWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドに関するものです。
- (注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜主な投資制限＞

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

＜分配方針＞

- ①分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分との運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項 1

[収益分配金に関する留意事項]

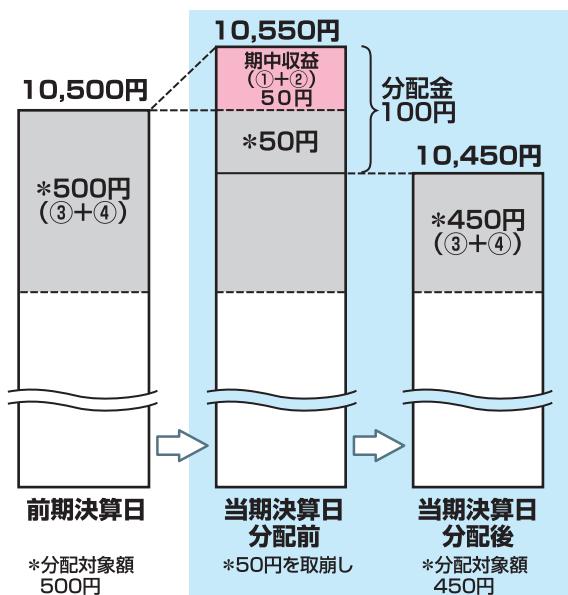
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下かります。



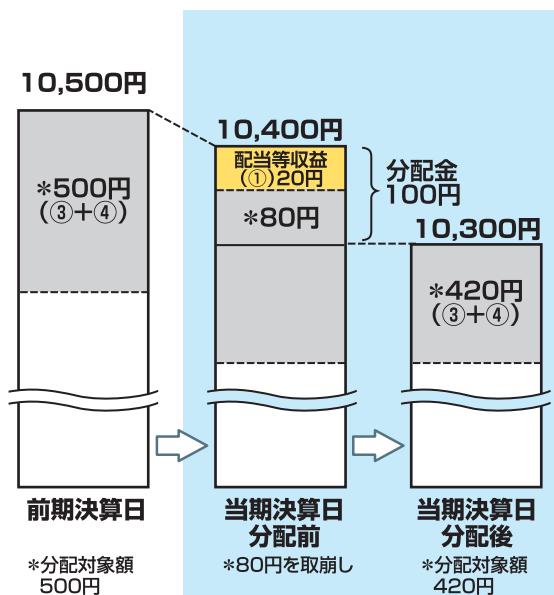
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

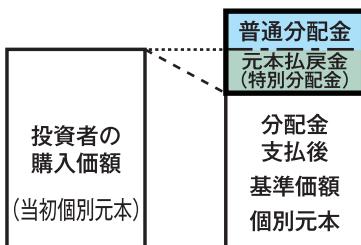


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

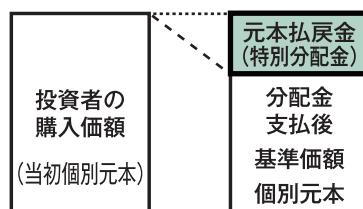
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

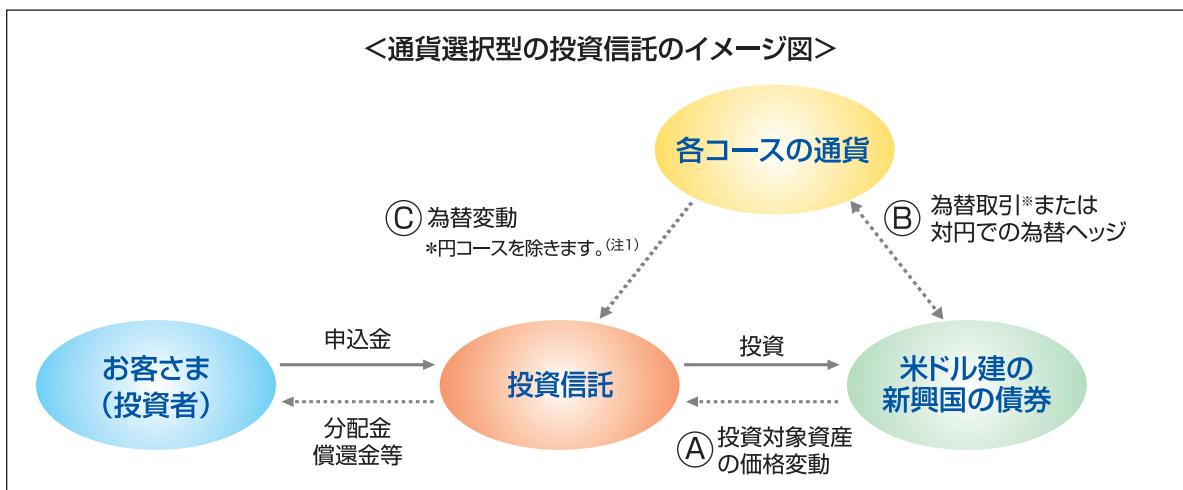
元本戻戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

追加的記載事項 2

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



※為替取引を行う各コースの場合には、対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

(A)

(B)

(C)

$$\text{収益の源泉} = \text{米ドル建の新興国債券の利子収入/値上がり/値下り} + \text{為替取引によるプレミアム/コストまたはヘッジプレミアム/コスト}^{(注2)} + \text{為替差益/差損}$$

*円コースを除きます。(注1)

収益を得られるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・金利の低下 <p style="text-align: center;">↑ 債券価格の上昇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各コースの通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 <p style="text-align: center;">↑ プレミアム (金利差相当分の収益) の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円に対して各コースの通貨高 <p style="text-align: center;">↑ 為替差益の発生</p>
損失やコストが発生するケース	<ul style="list-style-type: none"> ・債券価格の下落 <p style="text-align: center;">↓ 債券価格の下落</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各コースの通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 <p style="text-align: center;">↓ コスト (金利差相当分の費用) の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円に対して各コースの通貨安 <p style="text-align: center;">↓ 為替差損の発生</p>

(注1) 円コースでは、ファンドの実質的な保有外貨建資産(米ドル建資産)について、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行います。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。

(注2) 「為替取引によるプレミアム/コスト」または「ヘッジプレミアム/コスト」としては、各コースの通貨と米ドルの間の金利差等が反映された収益/費用が見込まれます。

上記はイメージです。市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

②信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の格付の低い債券は、格付の高い債券と比較して、一般的に信用度が低く、発行者の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性やデフォルトの可能性が高いと考えられます。

③為替変動リスク

<豪ドルコース／ブラジルレアルコース>

各ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、原則として対円での為替ヘッジを行わず、各コースにおける通貨での為替取引（米ドル売り、当該各通貨買い）を行うため、各ファンドは当該各通貨の対円での為替変動の影響を受けます。したがって、為替相場が当該各通貨に対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の通貨については、政治、経済情勢の変化等による為替相場の変動がより大きくなる可能性があります。なお、実質的な保有外貨建資産額と為替取引額を完全に一致させることができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、当該各通貨と米ドルの金利差等が反映された為替取引によるコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

<円コース>

ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、円と米ドルの金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

④カントリーリスク

投資対象国（為替取引対象国を含みます。）の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券や通貨等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・一部の新興国の通貨（特に為替規制を行っている通貨）については、ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）という取引手法を用いて為替取引を行う場合があります。NDFは為替予約取引の一種ですが、当該通貨を用いた受渡しは行われず、米ドル等の主要通貨によって差金決済されます。当該新興国の為替市場における通貨の値動きは、内外の為替取引の自由化を実施していないことから、価格間の裁定が働きにくい状況となっており、NDFにおける通貨の値動きと実際の為替市場の値動きは一致せず、大きく乖離する場合があります。この結果、当該通貨コースの基準価額の値動きが、実際の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- ・各ファンドの資産規模に対して大量の購入申込み（ファンドへの資金流入）または大量の換金申込み（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

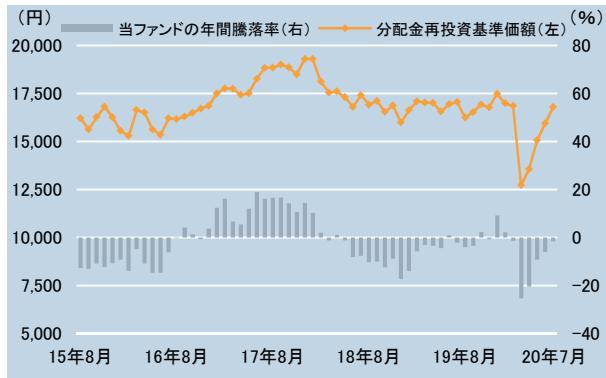
委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

(参考情報)

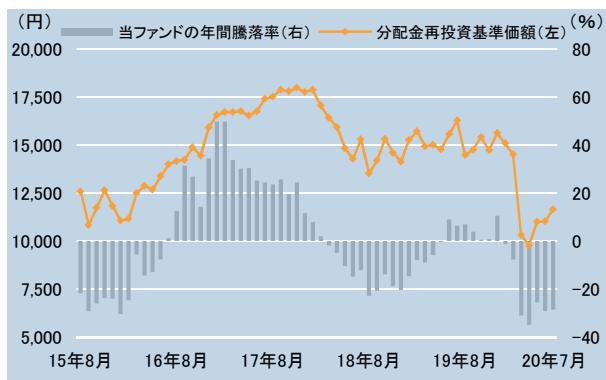
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

(2015年8月～2020年7月)

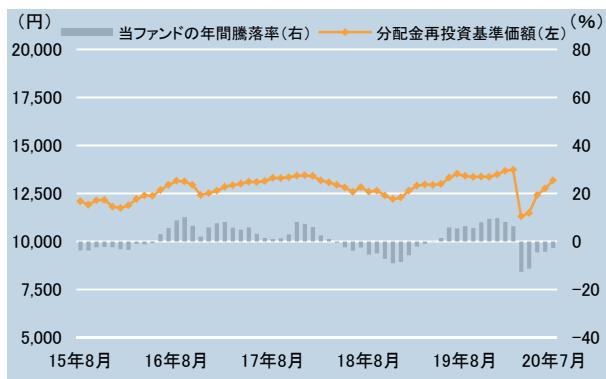
<豪ドルコース>



<ブラジルレアルコース>



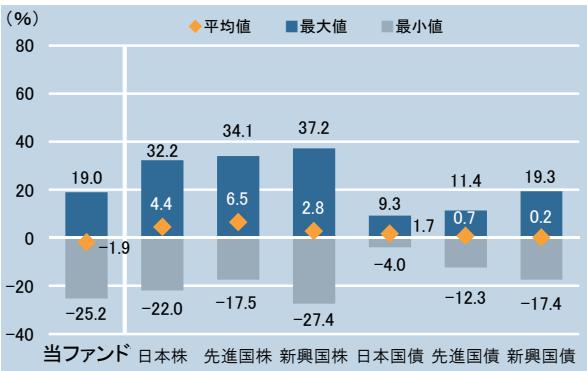
<円コース>



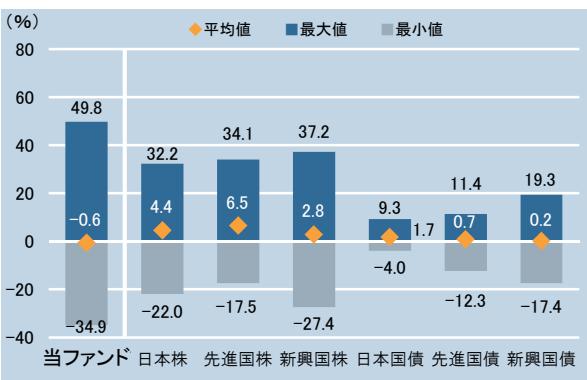
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

(2015年8月～2020年7月)

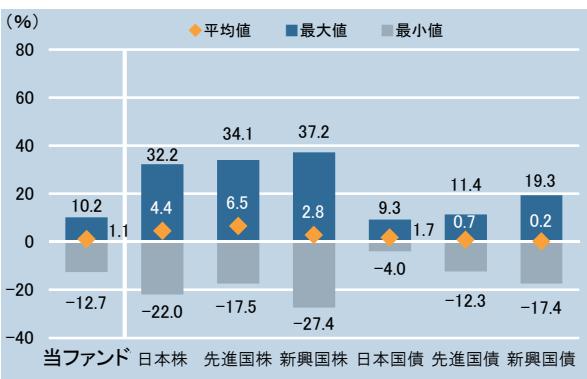
<豪ドルコース>



<ブラジルレアルコース>



<円コース>



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定來の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2015年8月～2020年7月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指標は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

(注1)すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注2)先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指標について

- ・TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指標の算出、数値の公表、利用等株価指標に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチエ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指標です。同指標に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社である J.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P. Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのもののへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

基準日：2020年7月31日

基準価額・純資産の推移 (2010/7/30～2020/7/31)

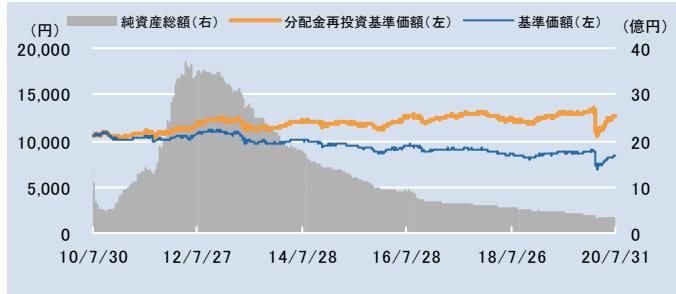
<豪ドルコース>



<ブラジルレアルコース>



<円コース>



分配の推移

<豪ドルコース>

1万口当たり、税引前	
2020年 7月	15 円
2020年 6月	15 円
2020年 5月	15 円
2020年 4月	15 円
2020年 3月	30 円
直近1年間累計	300 円
設定来累計	8,580 円

<ブラジルレアルコース>

1万口当たり、税引前	
2020年 7月	5 円
2020年 6月	5 円
2020年 5月	5 円
2020年 4月	5 円
2020年 3月	20 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	10,670 円

<円コース>

1万口当たり、税引前	
2020年 7月	15 円
2020年 6月	15 円
2020年 5月	15 円
2020年 4月	15 円
2020年 3月	15 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	4,320 円

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	通貨	種類	償還日	ケーポン(%)	格付	比率(%)
1	1MDB Global Investments Ltd	USD	政府機関債	2023/3/9	4.400	NR	3.4
2	ロシア農業銀行	USD	政府機関債	2023/10/16	8.500	NR	3.1
3	チュニジア中央銀行	EUR	政府機関債	2024/2/17	5.625	B	2.9
4	西アフリカ開発銀行	USD	国際機関債	2027/7/27	5.000	BBB+	2.8
5	ジョージア・レイルウェイ	USD	政府機関債	2022/7/11	7.750	BB-	2.8
6	ナイジェリア国債	USD	国債	2032/2/16	7.875	B	2.7
7	サザン・ガス・コリドー	USD	政府機関債	2026/3/24	6.875	BB+	2.4
8	カズムナイガス・ナショナル	USD	政府機関債	2030/4/24	5.375	BBB-	2.4
9	ペトロレオス・デル・ペルー	USD	政府機関債	2032/6/19	4.750	BBB+	2.3
10	CNPC GLOBAL CAPITAL	USD	政府機関債	2030/6/23	2.000	A+	2.0

DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
ウクライナ	6.0
インドネシア	5.8
ロシア	5.0
カザフスタン	4.1
ウルグアイ	3.9

※1 格付は、Moody's、S & P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

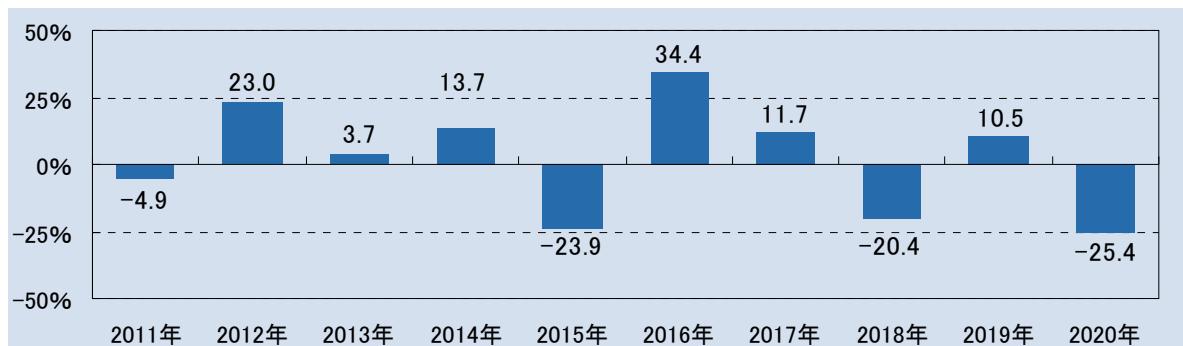
※2 比率はDWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにおける組入比率です。

年間收益率の推移

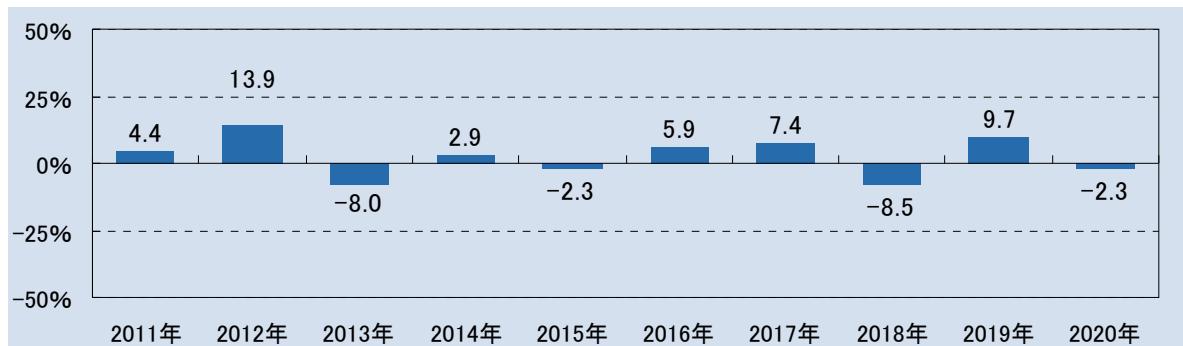
<豪ドルコース>



<ブラジルレアルコース>



<円コース>



※1 年間收益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2020年は7月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して 6 営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日とします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後 3 時とします。
購入の申込期間	2020 年 9 月 19 日から 2021 年 3 月 19 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	設定日（2009 年 9 月 25 日）から 2024 年 6 月 20 日までとします。
繰上償還	<ul style="list-style-type: none">各ファンドは、指定投資信託証券（DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクトを除きます。）が償還することとなる場合、繰上償還されます。各ファンドは、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還することができます。
決算日	原則として毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	年 12 回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドについて 1 兆円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6 カ月毎（毎年 6 月及び 12 月の決算日を基準とします。）及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 稅 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料		購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.85%（税抜 3.5%）を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。	
信託財産留保額		ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担 (①+②)	信託財産の純資産総額に対して年率 1.764%程度（税込） となります (本書作成日現在)。 信託財産で負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）の目安は下記①と下記②の合計になります。	
	①当ファンド	日々の信託財産の純資産総額に年率 1.364%（税抜 1.24%）を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。	
	配分（税抜） 及び役務の内容	委託会社 0.40% 委託した資金の運用等の対価 販売会社 0.80% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価 受託会社 0.04% 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
	②投資対象とする投資信託証券	年率 0.40%以内（本書作成日現在）	
その他の費用・手数料		当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、為替取引または対円での為替ヘッジに係る報酬、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。 ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%を上限 とします。 ※当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年 6 月及び 12 月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2020年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド

- 豪ドルコース(毎月分配型) 愛称:通貨セレクト 豪ドル
- ブラジルレアルコース(毎月分配型) 愛称:通貨セレクト ブラジルレアル
- 円コース(毎月分配型) 愛称:通貨セレクト 円

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2020.9.19

ドイチュ・アセット・マネジメント株式会社

1. 本書により行うDWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド豪ドルコース(毎月分配型) / ブラジルレアルコース(毎月分配型) / 円コース(毎月分配型) (以下「ファンド」といいます。) の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2020年9月18日に関東財務局長に提出しており、2020年9月19日にその効力が発生しております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書(第三部の第2及び第3を除きます。)の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書(請求目論見書)です。

発行者名: ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名: 代表取締役社長 小泉 徹也
本店の所在の場所: 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所: 該当事項はありません。

目 次

項目	ページ
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	5
第1 【ファンドの状況】	5
第2 【管理及び運営】	43
第3 【ファンドの経理状況】	49
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	78
第三部 【委託会社等の情報】	79
第1 【委託会社等の概況】	79
投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース（毎月分配型）

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース（毎月分配型）

なお、上記ファンドの愛称として、それぞれ“通貨セレクト 豪ドル”、“通貨セレクト ブラジルレアル”、“通貨セレクト 円”という名称を用いることがあります。

（以下、上記ファンドを総称して「DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「豪ドルコース」、「ブラジルレアルコース」、「円コース」または「各ファンド」あるいは「各コース」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(7) 【申込期間】

2020年9月19日から2021年3月19日まで(継続申込期間)

ただし、取得申込受付日がフランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合、取得申込みの受付は行いません。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社(上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。)において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日を除きます。)の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあります。この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

取得申込みの受付の中止、既に受けた取得申込みの受付の取消し等

a . 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b . 委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体

制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受けた取得申込みの受付を取消すことができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



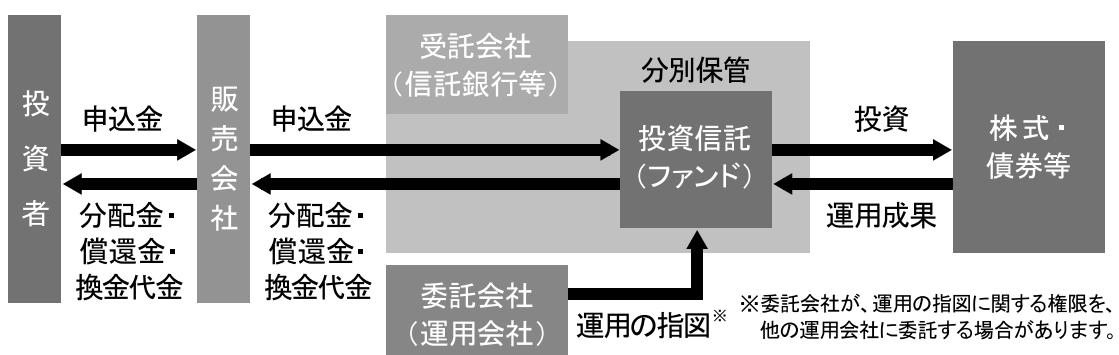
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や
運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

各ファンドについて1兆円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
追加型投信	海外	不動産投信	M R F	
	内外	その他資産() 資産複合	E T F	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
 - 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
 - 「投資対象資産(収益の源泉)」の区分のうち、「債券」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本				ブル・ペア型
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	<円コース> あり (高位ヘッジ)	日経225 TOPIX	条件付運用型
クレジット属性()	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米				ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	<円コース以外> なし		
その他資産 (投資信託証券(債券))	その他 ()	中近東(中東)			その他 ()	その他 ()
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資するため、商品分類表の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「債券」に分類されます。
- 「決算頻度」の区分のうち、「年12回(毎月)」とは、目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「投資対象地域」の区分のうち、「エマージング」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいい、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

ファンドの特色

1. DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンドは、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、円コースの3本のファンドで構成されています。

(注1)販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

(注2)各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

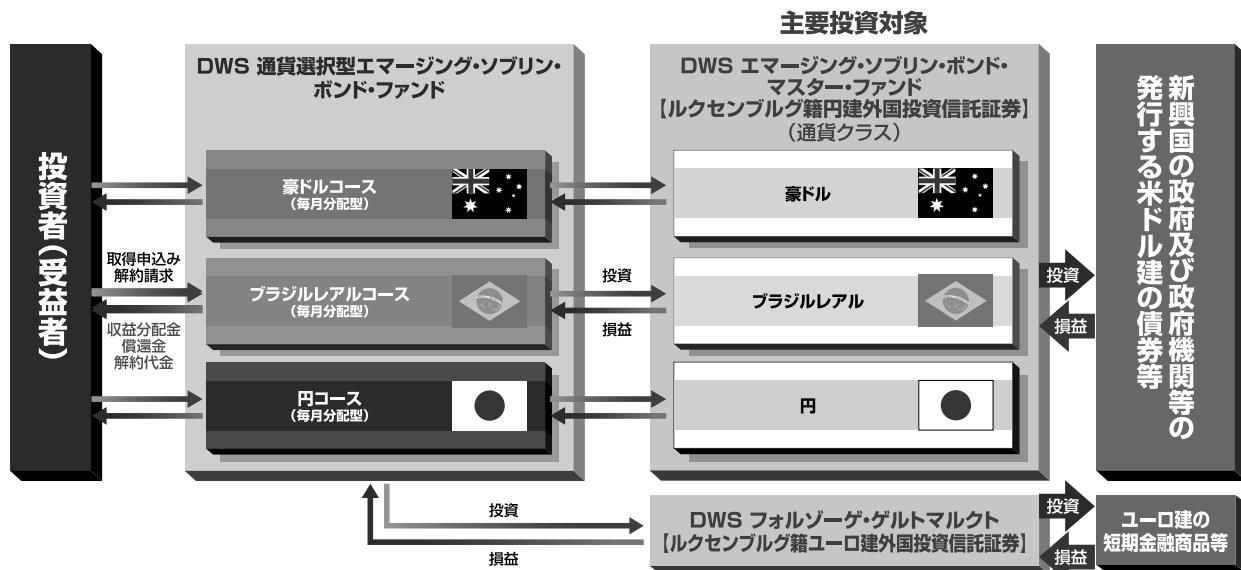
2. 各ファンドは、新興国 の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等を実質的な主要投資対象とします。

投資対象となる新興国は、投資を行う時点で、JP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイドの構成国、国際通貨基金（IMF）が「新興市場国・発展途上国」に分類する国、世界銀行が「低所得国」または「中所得国」に分類する国のいずれかに該当する国とします。

なお、投資対象となる新興国は、実質的な運用を行うDWSインベストメント GmbH の判断により変更される場合があります。

ファンド	主要投資対象	主要投資対象とする 投資信託証券	為替変動リスク
豪ドルコース	原則として、米ドル建資産について、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行う円建外国投資信託証券に投資を行います。	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（豪ドル）	豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。
ブラジルレアルコース	原則として、米ドル建資産について、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行う円建外国投資信託証券に投資を行います。	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（ブラジルレアル）	ブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。
円コース	原則として、米ドル建資産について、対円での為替ヘッジを行う円建外国投資信託証券に投資を行います。	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（円）	米ドルの対円での為替変動の低減が見込まれます。

3. 各ファンドはファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。



DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドは、次の 3 つの通貨クラスの円建投資信託証券を発行します。

米ドル建資産について原則として豪ドル、ブラジルレアルで各々為替取引（米ドル売り、当該各通貨買い）を行う通貨クラス*	対円での為替ヘッジなし
米ドル建資産について原則として対円での為替ヘッジを行う円クラス	対円での為替ヘッジあり

米ドル建以外の資産への投資を行う場合は、当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。

(注) 各ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券の他に、「DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト（ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資信託証券）」にも投資を行います。

主要投資対象である DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの特色は以下の通りです。

- ・主に新興国の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等に投資し、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指します。
- ・米ドル建以外の資産への投資は、原則として、ファンド資産の20%以内とします。ただし、この場合は当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。
- ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として、エマージング債券市場平均 に対して ± 2.0年の範囲とします。

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド*の数値を使用します。当該指数はファンドのベンチマークではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。

* JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表し、米ドル建の新興国国債及び国債に準じる債券を対象として指数構成国の組入比率に調整を加えた指数です。

- ・ポートフォリオの平均格付は、原則として、B - 格相当以上とします。

(注1) 格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。

(注2) 複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

- ・DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドは、DWS インベストメント GmbH が運用を行います。

4. 毎月決算を行い、収益分配を行います。

- ・毎月20日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- ・分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

< DWS インベストメント GmbH について >

DWS インベストメント GmbH はドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

< ファンド投資の 3 つのポイント >

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 投資の 3 つのポイント

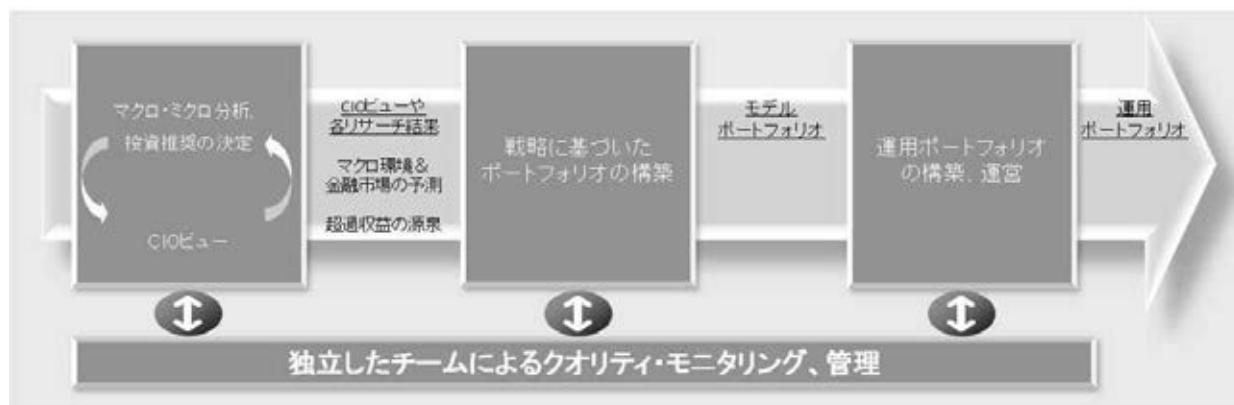
1 米ドル建新興国債券の魅力的な利回り	2 為替取引によるプレミアム／コスト	3 為替の変動
<p>相対的に高い利回りの新興国の米ドル建の国債及び政府機関債等に投資を行うことで、米国国債への投資と比較して高水準の金利収入が期待されます。</p>	<p>＜豪ドルコース、ブラジルレアルコース＞各コースの通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも高い場合、米ドル建資産に対し各コースの通貨で為替取引を行うことで「為替取引によるプレミアム」が期待されます。 逆に、各コースの通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合、米ドル建資産に対し各コースの通貨で為替取引を行うことで「為替取引によるコスト」が見込まれます。</p>	<p>円コース以外の各コースの対象通貨の為替レートが対円で上昇した（円安になった）場合、為替差益が期待されます。逆に各コースの対象通貨の為替レートが下落した（円高になった）場合、為替差損が発生します。 円コースは対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。</p>

- 円コースは米ドル建資産について対円での為替ヘッジを行うため、円の短期金利が米ドルの短期金利よりも高い場合、「ヘッジプレミアム」が、逆に、円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合、「ヘッジコスト」が見込まれます。

(注1) 「為替取引によるプレミアム／コスト」または「ヘッジプレミアム／コスト」としては、各コースの通貨と米ドルの間の金利差等が反映された収益／費用が見込まれます。

(注2) 各コースの主要投資対象であるマスター・ファンドは、米ドル建以外の資産に投資する場合は当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とし、ポートフォリオ全体が米ドル建である場合と同様の投資効果となることを目指します。したがってマスター・ファンドにおいては、当該米ドル建以外の資産の通貨と米ドルの金利差等が反映された為替取引によるプレミアム／コストが発生する場合があります。

<運用プロセス>



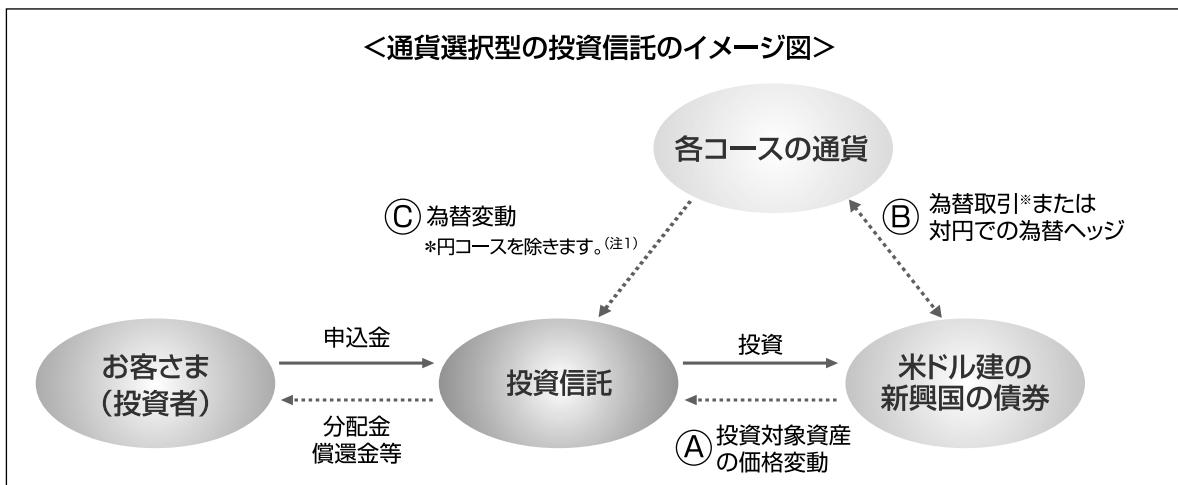
(注1) 上記運用プロセスは、当ファンドの主要投資対象であるDWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



※為替取引を行う各コースの場合には、対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

$$\text{収益の源泉} = \text{米ドル建の新興国債券の利子収入、値上がり/値下がり} + \text{為替取引によるプレミアム/コストまたはヘッジプレミアム/コスト}^{(注2)} + \text{為替差益/差損}$$

*円コースを除きます。(注1)

収益を得られるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・金利の低下 <p style="text-align: center;">↑ 債券価格の上昇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各コースの通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 <p style="text-align: center;">↑ プレミアム (金利差相当分の収益) の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円に対して各コースの通貨高 <p style="text-align: center;">↑ 為替差益の発生</p>
損失やコストが発生するケース	<ul style="list-style-type: none"> ・債券価格の下落 <p style="text-align: center;">↓ 債券価格の下落</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各コースの通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 <p style="text-align: center;">↓ コスト (金利差相当分の費用) の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円に対して各コースの通貨安 <p style="text-align: center;">↓ 為替差損の発生</p>

(注1) 円コースでは、ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行います。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができるのは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。

(注2) 「為替取引によるプレミアム/コスト」または「ヘッジプレミアム/コスト」としては、各コースの通貨と米ドルの間の金利差等が反映された収益/費用が見込まれます。

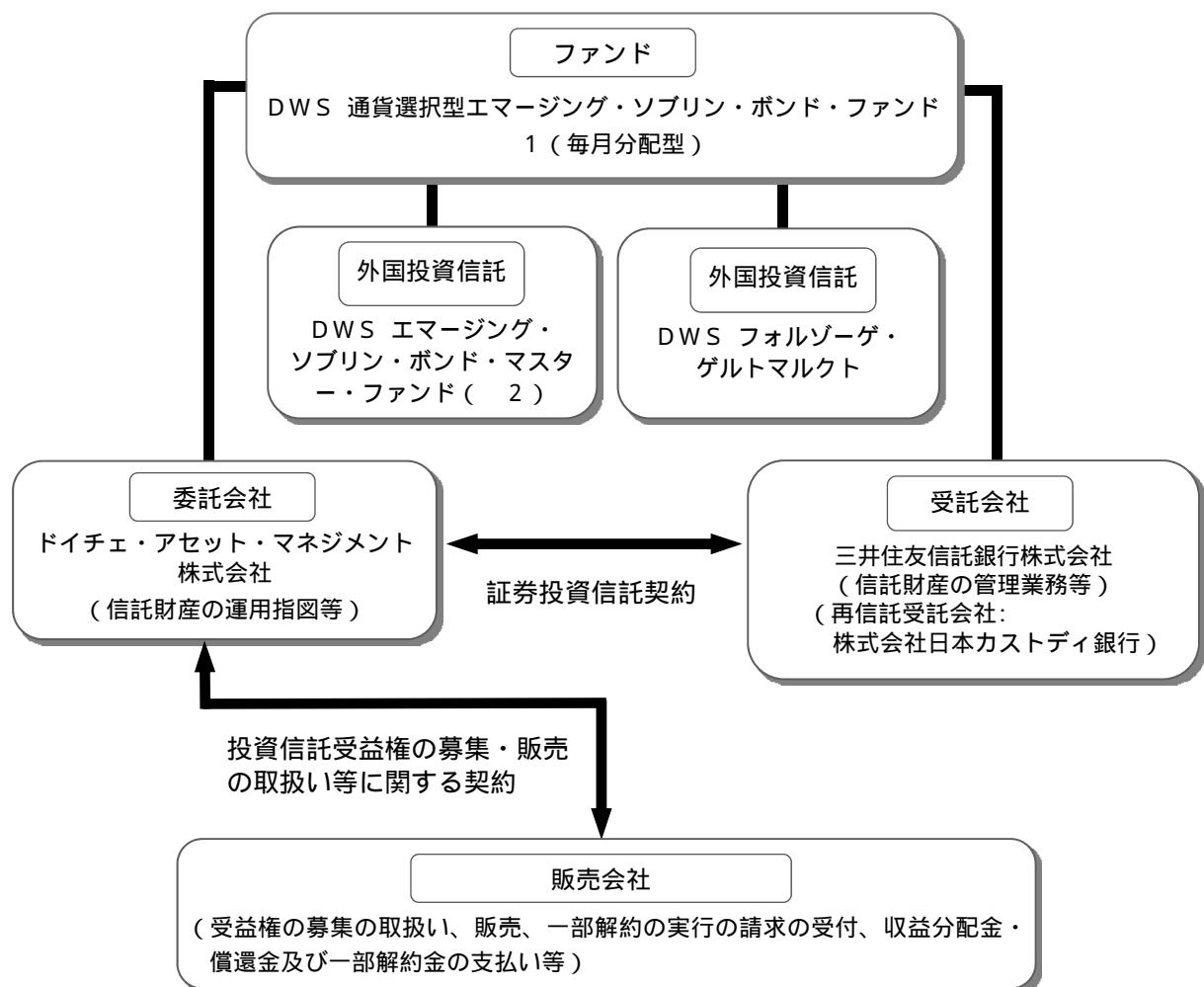
上記はイメージです。市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2009年9月25日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
 2018年3月21日 豪ドルコース、ブラジルレアルコース、円コースについて信託期間を2024年6月20日までに変更（当初は2019年6月20日まで）
 2019年6月20日 DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 南アフリカランドコース（毎月分配型）／トルコリラコース（毎月分配型）の信託終了

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注）上記の 1、2 については、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

1	豪ドル コース	ブラジルレアル コース	円 コース
2	豪ドル	ブラジルレアル	円

委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b . 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

c . 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

a . 資本金の額（2020年7月末現在）

3,078百万円

b . 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立

1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

1990年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更

1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得

1996年 ドイチ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更

1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更

2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併

2005年 ドイチ・アセット・マネジメント（株）とドイチ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合

資産運用部門はドイチ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c . 大株主の状況（2020年7月末現在）

名 称： D W S グループ G m b H & C o . K G a A

住 所： ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ラント通り11-17

所有株式： 61,560株

所有比率： 100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a . 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b . 投資態度

1) <豪ドルコース、ブラジルレアルコース>

主として、新興国の政府及び政府機関等の発行する債券等を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建資産に対して原則として当該通貨売り、以下の通貨買いの為替取引を行う投資信託証券に投資を行います。

豪ドル コース	ブラジルレアル コース
豪ドル	ブラジルレアル

<円コース>

主として、新興国の政府及び政府機関等の発行する債券等を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行う投資信託証券に投資を行います。

2) 投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、原則として、以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（ ）

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト

（注）上記の を、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

ファンド	豪ドル コース	ブラジルレアル コース	円 コース
読み替え	豪ドル	ブラジルレアル	円

3) 各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとします。

4) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

c . 銘柄選定の方針

指定投資信託証券については、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 . 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）金銭債権

（ハ）約束手形

2 . 次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

投資の対象とする有価証券等

- a . 委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。
 - 1 . コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 - 2 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1 . の証券の性質を有するもの
 - 3 . 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - 4 . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- なお、上記3 . の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。
- b . 委託会社は、信託金を、上記a . に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
 - 1 . 預金
 - 2 . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3 . コール・ローン
 - 4 . 手形割引市場において売買される手形
- c . 上記a . の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b . に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<各ファンドが投資する指定投資信託証券の概要>

ファンド名	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（豪ドル／ブラジルレアル／円）	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	円	ユーロ
運用の基本方針	主に新興国の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等に投資し、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指します。なお、実質的に保有する米ドル建資産について、原則として円クラスのみ対円での為替ヘッジを行います。豪ドルクラス、ブラジルレアルクラスでは各通貨クラスにおける通貨で為替取引を行います。	1カ月ユーロLIBIDをベンチマークとし、安定的な収益の確保を目指します。
主な投資対象	新興国の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等	ユーロ建の短期金融商品等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・米ドル建以外の資産への投資は、原則として、ファンド資産の20%以内とします。ただし、この場合は当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超ません。
投資運用会社	DWSインベストメント GmbH	DWSインベストメント GmbH
管理会社	DWSインベストメント・エス・エー	DWSインベストメント・エス・エー

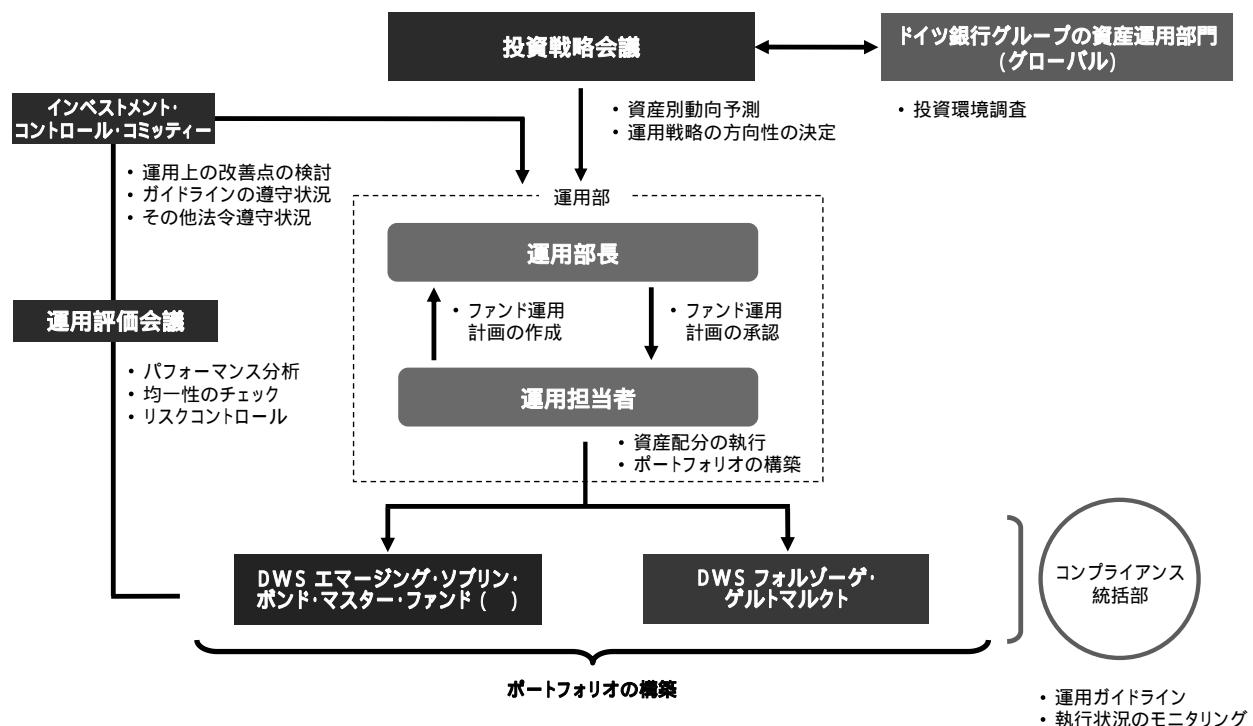
(注1) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(注2) 指定投資信託証券は見直されることがあります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<運用体制>



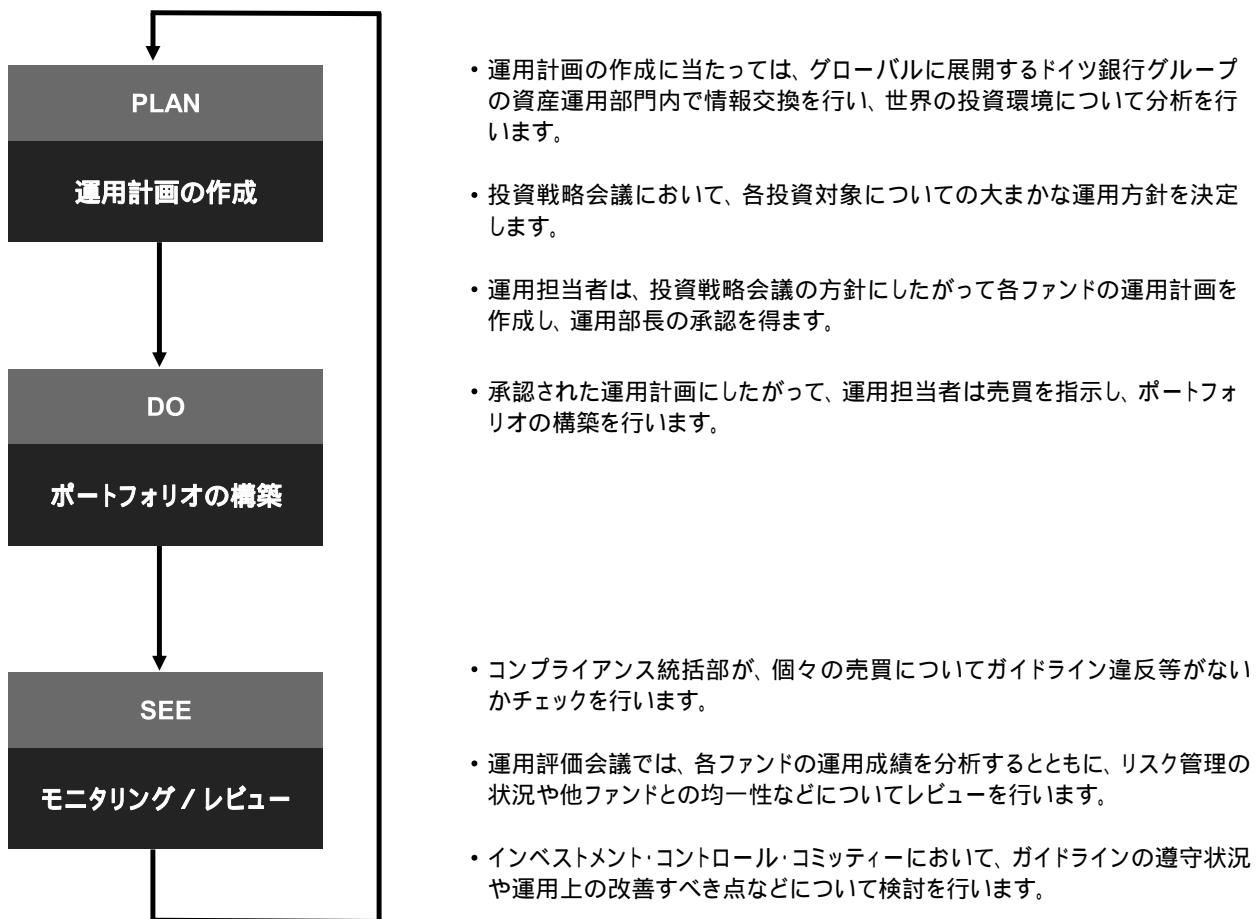
(注) 上記の を、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

ファンド	豪ドル コース	ブラジルレアル コース	円 コース
読み替え	豪ドル	ブラジルレアル	円

運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

<運用の流れ>



<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

<委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として毎月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

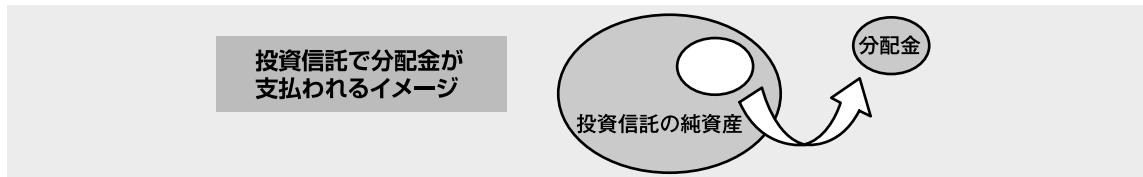
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(参考情報)

[収益分配金に関する留意事項]

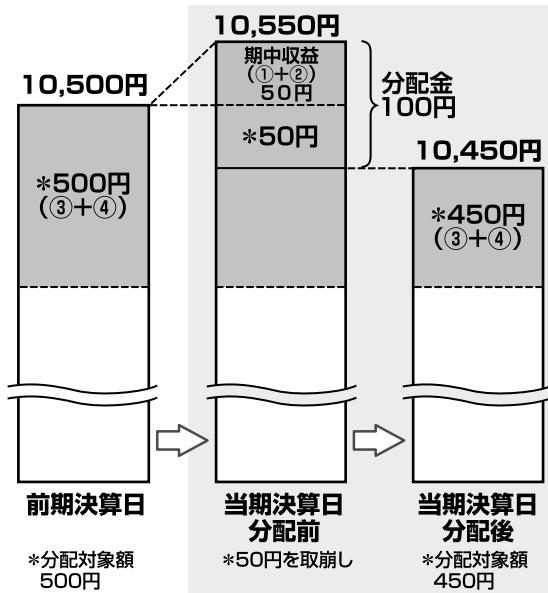
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



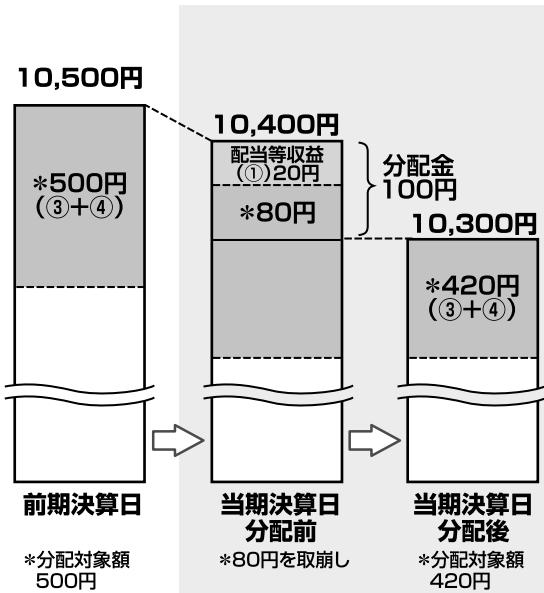
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

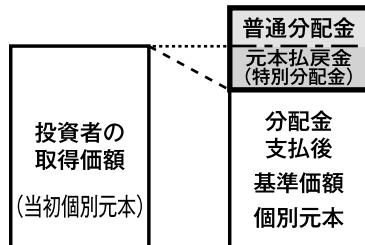


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

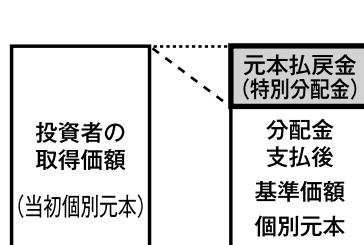
- 投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの取得価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(5) 【投資制限】

<信託約款で定める投資制限>

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

- a . 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートジャーラルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- b . 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

公社債の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 上記 a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d . 上記 a . の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反すこととなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて債券等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

信用リスク

債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の格付の低い債券は、格付の高い債券と比較して、一般的に信用度が低く、発行者の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性やデフォルトの可能性が高いと考えられます。

為替変動リスク

<豪ドルコース／ブラジルレアルコース>

各ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、原則として対円での為替ヘッジを行わず、各コースにおける通貨での為替取引（米ドル売り、当該各通貨買い）を行うため、各ファンドは当該各通貨の対円での為替変動の影響を受けます。したがって、為替相場が当該各通貨に対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の通貨については、政治、経済情勢の変化等による為替相場の変動がより大きくなる可能性があります。なお、実質的な保有外貨建資産額と為替取引額を完全に一致させることができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、当該各通貨と米ドルの金利差等が反映された為替取引によるコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

<円コース>

ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、円と米ドルの金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

カントリーリスク

投資対象国（為替取引対象国を含みます。）の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券や通貨等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国市場には、一般に先進諸国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機

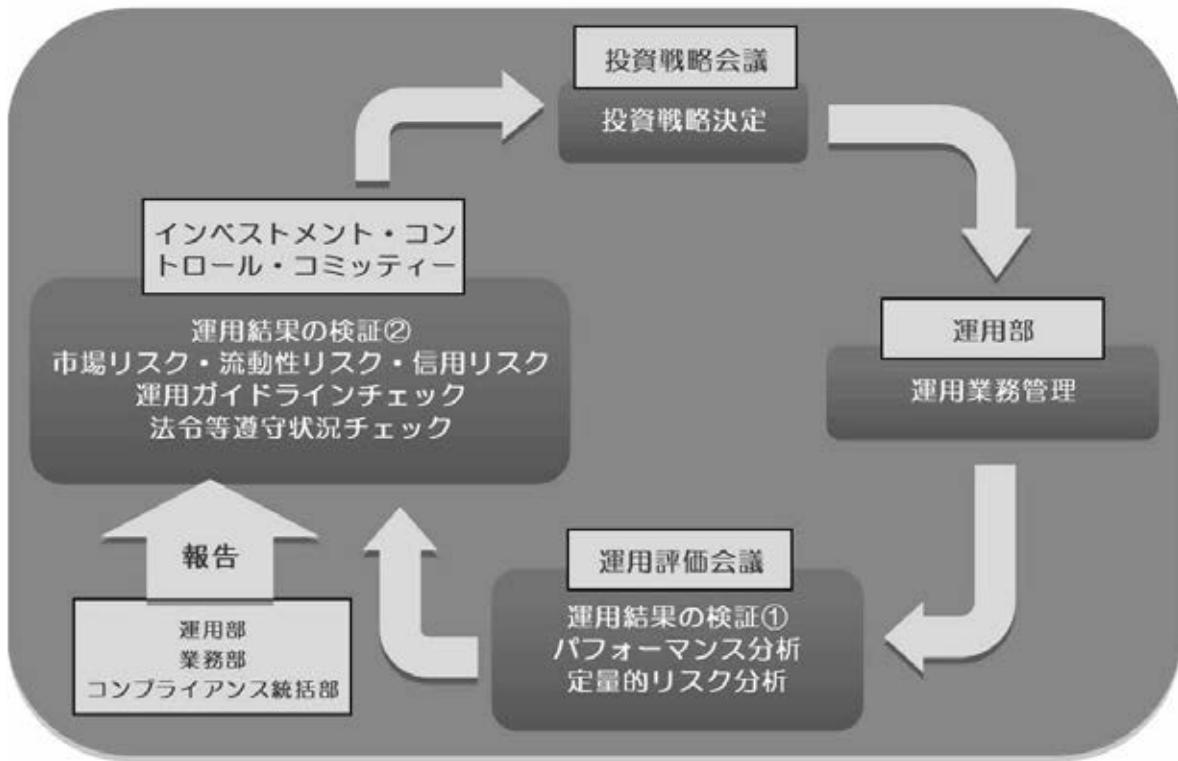
動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・一部の新興国の通貨（特に為替規制を行っている通貨）については、ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）という取引手法を用いて為替取引を行う場合があります。NDFは為替予約取引の一種ですが、当該通貨を用いた受渡しは行われず、米ドル等の主要通貨によって差金決済されます。当該新興国の為替市場における通貨の値動きは、内外の為替取引の自由化を実施していないことから、価格間の裁定が働きにくい状況となっており、NDFにおける通貨の値動きと実際の為替市場の値動きは一致せず、大きく乖離する場合があります。この結果、当該通貨コースの基準価額の値動きが、実際の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- ・各ファンドの資産規模に対して大量の追加設定（ファンドへの資金流入）または大量の一部解約（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。また、大量の追加設定があった場合、各ファンドが投資する投資信託証券においても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てるため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、指定投資信託証券（DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクトを除きます。）が償還することとなる場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

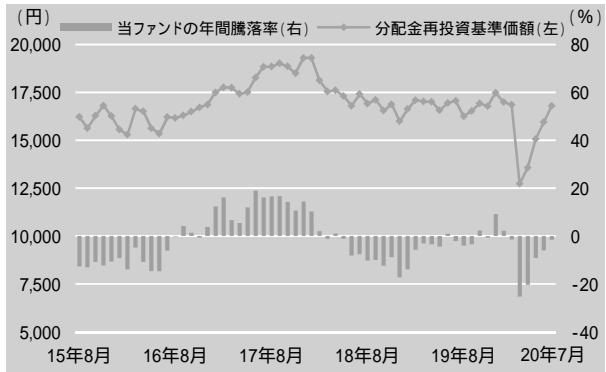
(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

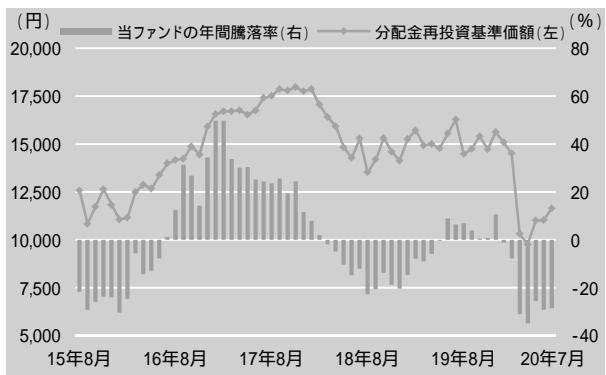
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移^{1, 2}

(2015年8月～2020年7月)

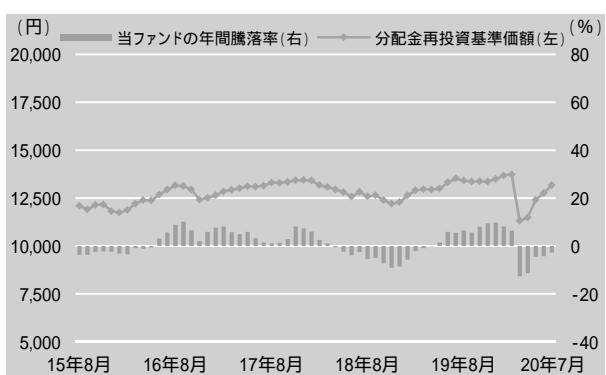
<豪ドルコース>



<ブラジルレアルコース>



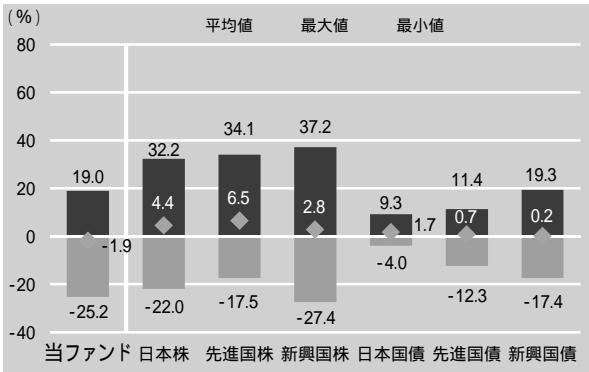
<円コース>



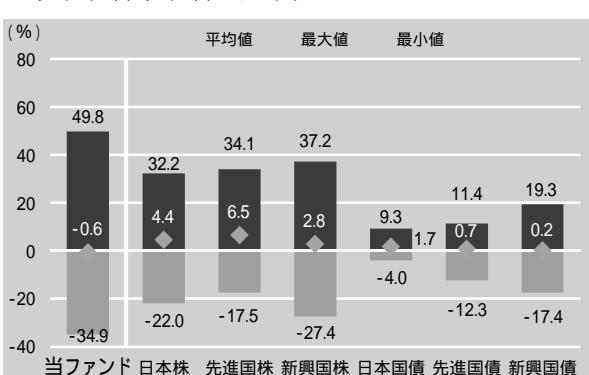
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較^{1, 3, 4}

(2015年8月～2020年7月)

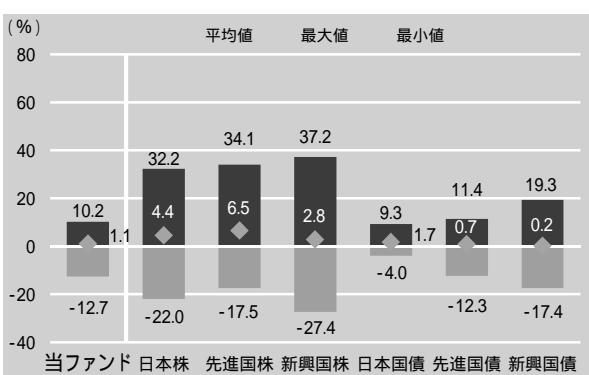
<豪ドルコース>



<ブラジルレアルコース>



<円コース>



1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定來の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

3 2015年8月～2020年7月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

- 日本 株：TOPIX（配当込み）
- 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

(注1)すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注2)先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチュ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般的のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.364%（税抜1.24%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.40%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
受託会社	0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に指定投資信託証券に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。

指定投資信託証券の名称	信託報酬相当額（年率）
DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（ ）	0.40%以内
DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	0.20% (本書作成日現在)

（注）上記の を、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

ファンド	豪ドル コース	ブラジルレアル コース	円 コース
読み替え	豪ドル	ブラジルレアル	円

したがって、各ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、本書作成時点において、各ファンドの純資産総額に対し、年率1.764%程度（税込）となります。

なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、各ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。

上記 の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、為替取引または対円での為替ヘッジに係る報酬、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年6月及び12月に到来する計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

上記の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は2020年7月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b . 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）

(2020年 7月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	821,517,388	99.04
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		8,002,765	0.96
合計(純資産総額)		829,520,153	100.00

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース（毎月分配型）

(2020年 7月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	648,853,388	99.52
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		3,106,549	0.48
合計(純資産総額)		651,959,937	100.00

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース（毎月分配型）

(2020年 7月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	350,762,262	99.11
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		3,139,820	0.89
合計(純資産総額)		353,902,082	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）

<評価額(全銘柄)>

(2020年 7月31日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(豪ドル)	99,550.4536	8,029	799,290,591	8,251	821,390,792	99.02
2	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	7.7036	16,434.65	126,606	16,433.35	126,596	0.02

<種類別投資比率>

(2020年 7月31日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	99.04
合計		99.04

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース(毎月分配型)

<評価額(全銘柄)>

(2020年 7月31日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(ブラジルレアル)	341,435.1539	1,837	627,216,377	1,900	648,726,792	99.50
2	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	7.7036	16,434.65	126,606	16,433.35	126,596	0.02

<種類別投資比率>

(2020年 7月31日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	99.52
合計		99.52

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース(毎月分配型)

<評価額(全銘柄)>

(2020年 7月31日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(円)	40,890.4567	8,387	342,948,260	8,575	350,635,666	99.08
2	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	7.7036	16,434.65	126,606	16,433.35	126,596	0.04

<種類別投資比率>

(2020年 7月31日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	99.11
合計		99.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース(毎月分配型)
該当事項はありません。

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース(毎月分配型)
該当事項はありません。

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース(毎月分配型)
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース(毎月分配型)
該当事項はありません。

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース(毎月分配型)
該当事項はありません。

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース(毎月分配型)
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース(毎月分配型)

計算期間末または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3特定期間末 (2010年12月20日)	1,641	1,653	1.0839	1.0919
第4特定期間末 (2011年 6月20日)	17,265	17,388	1.1248	1.1328
第5特定期間末 (2011年12月20日)	14,352	14,466	1.0095	1.0175
第6特定期間末 (2012年 6月20日)	10,835	10,916	1.0777	1.0857
第7特定期間末 (2012年12月20日)	9,276	9,335	1.2568	1.2648
第8特定期間末 (2013年 6月20日)	6,288	6,331	1.1855	1.1935
第9特定期間末 (2013年12月20日)	4,249	4,278	1.1434	1.1514
第10特定期間末 (2014年 6月20日)	3,435	3,458	1.2167	1.2247
第11特定期間末 (2014年12月22日)	3,124	3,146	1.1671	1.1751
第12特定期間末 (2015年 6月22日)	2,870	2,890	1.1342	1.1422
第13特定期間末 (2015年12月21日)	2,247	2,265	0.9586	0.9666
第14特定期間末 (2016年 6月20日)	1,834	1,851	0.8632	0.8712
第15特定期間末 (2016年12月20日)	2,035	2,053	0.9041	0.9121

第16特定期間末	(2017年 6月20日)	2,005	2,023	0.9144	0.9224
第17特定期間末	(2017年12月20日)	1,967	1,974	0.9222	0.9252
第18特定期間末	(2018年 6月20日)	1,479	1,484	0.7941	0.7971
第19特定期間末	(2018年12月20日)	1,259	1,264	0.7716	0.7746
第20特定期間末	(2019年 6月20日)	1,084	1,088	0.7561	0.7591
第21特定期間末	(2019年12月20日)	1,006	1,010	0.7604	0.7634
第22特定期間末	(2020年 6月22日)	824	825	0.6929	0.6944
	2019年 7月末日	1,076		0.7713	
	8月末日	1,013		0.7317	
	9月末日	1,021		0.7414	
	10月末日	1,030		0.7560	
	11月末日	998		0.7468	
	12月末日	1,022		0.7747	
	2020年 1月末日	978		0.7502	
	2月末日	951		0.7413	
	3月末日	695		0.5567	
	4月末日	726		0.5917	
	5月末日	782		0.6551	
	6月末日	814		0.6921	
	7月末日	829		0.7274	

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース(毎月分配型)

計算期間末または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第3特定期間末	(2010年12月20日)	22,067	22,341	0.9684	0.9804
第4特定期間末	(2011年 6月20日)	22,085	22,354	0.9847	0.9967
第5特定期間末	(2011年12月20日)	13,564	13,771	0.7873	0.7993
第6特定期間末	(2012年 6月20日)	8,817	8,962	0.7275	0.7395
第7特定期間末	(2012年12月20日)	7,997	8,121	0.7793	0.7913
第8特定期間末	(2013年 6月20日)	9,218	9,341	0.7451	0.7551
第9特定期間末	(2013年12月20日)	8,006	8,120	0.6997	0.7097
第10特定期間末	(2014年 6月20日)	6,111	6,195	0.7309	0.7409
第11特定期間末	(2014年12月22日)	4,682	4,752	0.6750	0.6850
第12特定期間末	(2015年 6月22日)	3,803	3,867	0.5863	0.5963
第13特定期間末	(2015年12月21日)	2,444	2,504	0.4091	0.4191
第14特定期間末	(2016年 6月20日)	2,241	2,300	0.3779	0.3879
第15特定期間末	(2016年12月20日)	2,350	2,411	0.3903	0.4003
第16特定期間末	(2017年 6月20日)	2,163	2,194	0.3843	0.3898
第17特定期間末	(2017年12月20日)	2,041	2,057	0.3855	0.3885
第18特定期間末	(2018年 6月20日)	1,374	1,388	0.2958	0.2988
第19特定期間末	(2018年12月20日)	1,222	1,231	0.2820	0.2840
第20特定期間末	(2019年 6月20日)	1,196	1,204	0.2894	0.2914
第21特定期間末	(2019年12月20日)	1,035	1,042	0.2778	0.2798
第22特定期間末	(2020年 6月22日)	635	636	0.1918	0.1923
	2019年 7月末日	1,203		0.3016	
	8月末日	1,049		0.2663	

9月末日	1,058		0.2694	
10月末日	1,078		0.2795	
11月末日	1,014		0.2649	
12月末日	1,031		0.2791	
2020年 1月末日	977		0.2677	
2月末日	918		0.2554	
3月末日	623		0.1795	
4月末日	580		0.1697	
5月末日	635		0.1906	
6月末日	626		0.1905	
7月末日	651		0.2007	

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース（毎月分配型）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3特定期間末 (2010年12月20日)	503	505	1.0167	1.0207
第4特定期間末 (2011年 6月20日)	1,268	1,273	1.0277	1.0317
第5特定期間末 (2011年12月20日)	2,058	2,067	1.0138	1.0178
第6特定期間末 (2012年 6月20日)	3,631	3,645	1.0453	1.0493
第7特定期間末 (2012年12月20日)	3,458	3,470	1.1056	1.1096
第8特定期間末 (2013年 6月20日)	2,891	2,902	1.0229	1.0269
第9特定期間末 (2013年12月20日)	2,275	2,284	0.9728	0.9768
第10特定期間末 (2014年 6月20日)	1,820	1,827	1.0039	1.0079
第11特定期間末 (2014年12月22日)	1,420	1,426	0.9473	0.9513
第12特定期間末 (2015年 6月22日)	1,284	1,289	0.9446	0.9486
第13特定期間末 (2015年12月21日)	997	1,001	0.8868	0.8908
第14特定期間末 (2016年 6月20日)	907	911	0.9138	0.9178
第15特定期間末 (2016年12月20日)	701	704	0.8822	0.8862
第16特定期間末 (2017年 6月20日)	646	649	0.9121	0.9161
第17特定期間末 (2017年12月20日)	623	624	0.9110	0.9125
第18特定期間末 (2018年 6月20日)	549	550	0.8376	0.8391
第19特定期間末 (2018年12月20日)	481	482	0.8170	0.8185
第20特定期間末 (2019年 6月20日)	470	470	0.8686	0.8701
第21特定期間末 (2019年12月20日)	403	404	0.8731	0.8746
第22特定期間末 (2020年 6月22日)	358	359	0.8174	0.8189
2019年 7月末日	478		0.8838	
8月末日	438		0.8747	
9月末日	415		0.8706	
10月末日	412		0.8696	
11月末日	410		0.8674	
12月末日	404		0.8741	
2020年 1月末日	399		0.8849	
2月末日	398		0.8869	
3月末日	326		0.7295	
4月末日	327		0.7385	
5月末日	349		0.7967	

6月末日	359		0.8172	
7月末日	353		0.8425	

(注) 純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

【分配の推移】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース(毎月分配型)

		1口当たりの分配金(円)
第3特定期間	2010年 6月22日～2010年12月20日	0.0480
第4特定期間	2010年12月21日～2011年 6月20日	0.0480
第5特定期間	2011年 6月21日～2011年12月20日	0.0480
第6特定期間	2011年12月21日～2012年 6月20日	0.0480
第7特定期間	2012年 6月21日～2012年12月20日	0.0480
第8特定期間	2012年12月21日～2013年 6月20日	0.0480
第9特定期間	2013年 6月21日～2013年12月20日	0.0480
第10特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	0.0480
第11特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.0480
第12特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.0480
第13特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	0.0480
第14特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	0.0480
第15特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0480
第16特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0480
第17特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0430
第18特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0180
第19特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0180
第20特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0180
第21特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0180
第22特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	0.0135

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース(毎月分配型)

		1口当たりの分配金(円)
第3特定期間	2010年 6月22日～2010年12月20日	0.0720
第4特定期間	2010年12月21日～2011年 6月20日	0.0720
第5特定期間	2011年 6月21日～2011年12月20日	0.0720
第6特定期間	2011年12月21日～2012年 6月20日	0.0720
第7特定期間	2012年 6月21日～2012年12月20日	0.0720
第8特定期間	2012年12月21日～2013年 6月20日	0.0700
第9特定期間	2013年 6月21日～2013年12月20日	0.0600
第10特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	0.0600
第11特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.0600
第12特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.0600
第13特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	0.0600
第14特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	0.0600
第15特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0600
第16特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0375
第17特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0305
第18特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0180

第19特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0150
第20特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0120
第21特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0120
第22特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	0.0075

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース（毎月分配型）

		1口当たりの分配金（円）
第3特定期間	2010年 6月22日～2010年12月20日	0.0240
第4特定期間	2010年12月21日～2011年 6月20日	0.0240
第5特定期間	2011年 6月21日～2011年12月20日	0.0240
第6特定期間	2011年12月21日～2012年 6月20日	0.0240
第7特定期間	2012年 6月21日～2012年12月20日	0.0240
第8特定期間	2012年12月21日～2013年 6月20日	0.0240
第9特定期間	2013年 6月21日～2013年12月20日	0.0240
第10特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	0.0240
第11特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.0240
第12特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.0240
第13特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	0.0240
第14特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	0.0240
第15特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0240
第16特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0240
第17特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0215
第18特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0090
第19特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0090
第20特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0090
第21特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0090
第22特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	0.0090

【収益率の推移】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）

		収益率（%）
第3特定期間	2010年 6月22日～2010年12月20日	10.7
第4特定期間	2010年12月21日～2011年 6月20日	8.2
第5特定期間	2011年 6月21日～2011年12月20日	6.0
第6特定期間	2011年12月21日～2012年 6月20日	11.5
第7特定期間	2012年 6月21日～2012年12月20日	21.1
第8特定期間	2012年12月21日～2013年 6月20日	1.9
第9特定期間	2013年 6月21日～2013年12月20日	0.5
第10特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	10.6
第11特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.1
第12特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	1.3
第13特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	11.3
第14特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	4.9
第15特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	10.3
第16特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	6.4
第17特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	5.6

第18特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	11.9
第19特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.6
第20特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.3
第21特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	2.9
第22特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	7.1

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース(毎月分配型)

		収益率(%)
第3特定期間	2010年 6月22日～2010年12月20日	2.8
第4特定期間	2010年12月21日～2011年 6月20日	9.1
第5特定期間	2011年 6月21日～2011年12月20日	12.7
第6特定期間	2011年12月21日～2012年 6月20日	1.5
第7特定期間	2012年 6月21日～2012年12月20日	17.0
第8特定期間	2012年12月21日～2013年 6月20日	4.6
第9特定期間	2013年 6月21日～2013年12月20日	2.0
第10特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	13.0
第11特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.6
第12特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	4.3
第13特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	20.0
第14特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	7.0
第15特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	19.2
第16特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	8.1
第17特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	8.2
第18特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	18.6
第19特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.4
第20特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	6.9
第21特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.1
第22特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	28.3

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース(毎月分配型)

		収益率(%)
第3特定期間	2010年 6月22日～2010年12月20日	3.1
第4特定期間	2010年12月21日～2011年 6月20日	3.4
第5特定期間	2011年 6月21日～2011年12月20日	1.0
第6特定期間	2011年12月21日～2012年 6月20日	5.5
第7特定期間	2012年 6月21日～2012年12月20日	8.1
第8特定期間	2012年12月21日～2013年 6月20日	5.3
第9特定期間	2013年 6月21日～2013年12月20日	2.6
第10特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	5.7
第11特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	3.2
第12特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	2.2
第13特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	3.6
第14特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	5.8
第15特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.8
第16特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	6.1
第17特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	2.2

第18特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	7.1
第19特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	1.4
第20特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	7.4
第21特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	1.6
第22特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	5.3

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第3特定期間	2010年 6月22日～2010年12月20日	1,379,617,906	687,244,225
第4特定期間	2010年12月21日～2011年 6月20日	14,426,984,817	591,141,058
第5特定期間	2011年 6月21日～2011年12月20日	849,886,824	1,981,714,156
第6特定期間	2011年12月21日～2012年 6月20日	2,278,495,691	6,441,587,022
第7特定期間	2012年 6月21日～2012年12月20日	1,464,042,990	4,138,069,790
第8特定期間	2012年12月21日～2013年 6月20日	187,084,105	2,262,875,322
第9特定期間	2013年 6月21日～2013年12月20日	56,622,321	1,645,374,730
第10特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	20,798,776	913,349,006
第11特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	73,799,949	220,399,353
第12特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	7,592,440	154,418,567
第13特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	10,036,970	196,349,700
第14特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	49,872,954	269,398,107
第15特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	274,742,309	148,318,128
第16特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	168,373,822	225,852,286
第17特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	40,123,733	99,773,746
第18特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	1,445,101	272,411,651
第19特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	1,490,349	232,266,955
第20特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	252,027	197,892,330
第21特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	248,098	111,167,585
第22特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	394,820	134,568,936

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース（毎月分配型）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第3特定期間	2010年 6月22日～2010年12月20日	9,307,998,649	8,155,198,422
第4特定期間	2010年12月21日～2011年 6月20日	11,565,558,750	11,924,096,211
第5特定期間	2011年 6月21日～2011年12月20日	2,200,724,660	7,400,826,620
第6特定期間	2011年12月21日～2012年 6月20日	1,021,670,255	6,129,678,492
第7特定期間	2012年 6月21日～2012年12月20日	1,027,548,213	2,884,780,035
第8特定期間	2012年12月21日～2013年 6月20日	4,987,928,255	2,879,738,788
第9特定期間	2013年 6月21日～2013年12月20日	340,311,381	1,269,331,858
第10特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	184,171,918	3,265,700,737
第11特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	222,075,433	1,645,409,440
第12特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	141,263,554	592,915,273
第13特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	172,292,541	682,786,978
第14特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	564,585,197	610,061,094

第15特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	540,879,159	447,073,066
第16特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	690,928,754	1,084,174,612
第17特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	126,777,617	460,063,489
第18特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	76,040,380	727,570,271
第19特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	25,754,278	336,043,036
第20特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	41,373,335	243,045,603
第21特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	9,170,860	416,775,653
第22特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	6,682,097	420,756,346

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース（毎月分配型）

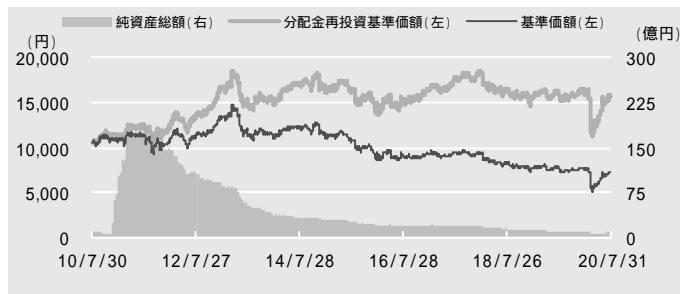
		設定口数（口）	解約口数（口）
第3特定期間	2010年 6月22日～2010年12月20日	354,097,042	1,309,130,000
第4特定期間	2010年12月21日～2011年 6月20日	810,776,886	72,175,251
第5特定期間	2011年 6月21日～2011年12月20日	1,152,183,769	355,505,518
第6特定期間	2011年12月21日～2012年 6月20日	2,651,912,603	1,208,215,759
第7特定期間	2012年 6月21日～2012年12月20日	1,438,563,980	1,785,232,877
第8特定期間	2012年12月21日～2013年 6月20日	404,221,427	705,365,530
第9特定期間	2013年 6月21日～2013年12月20日	105,587,147	593,500,304
第10特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	69,905,245	595,202,988
第11特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	15,096,683	329,745,392
第12特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	10,597,865	149,685,621
第13特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	7,173,207	242,225,968
第14特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	530,055	131,791,915
第15特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	68,767	198,554,309
第16特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	8,599,842	94,754,166
第17特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	48,383	24,472,520
第18特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	118,676	28,116,643
第19特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	508,338	67,225,894
第20特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	374,391	48,997,100
第21特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	144,245	78,765,695
第22特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	3,187,730	26,576,106

(参考情報)

基準日：2020年7月31日

基準価額・純資産の推移 (2010/7/30～2020/7/31)

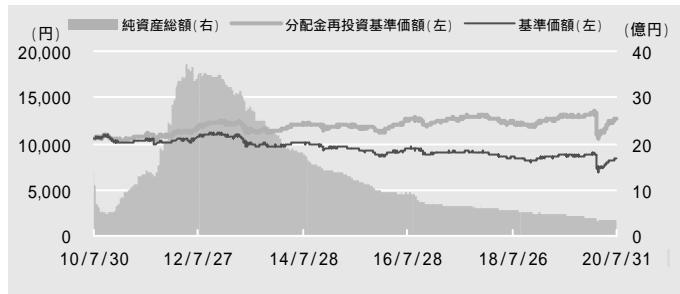
<豪ドルコース>



<ブラジルレアルコース>



<円コース>



分配の推移

<豪ドルコース>

1万口当たり、税引前	
2020年 7月	15円
2020年 6月	15円
2020年 5月	15円
2020年 4月	15円
2020年 3月	30円
直近1年間累計	300円
設定来累計	8,580円

<ブラジルレアルコース>

1万口当たり、税引前	
2020年 7月	5円
2020年 6月	5円
2020年 5月	5円
2020年 4月	5円
2020年 3月	20円
直近1年間累計	180円
設定来累計	10,670円

<円コース>

1万口当たり、税引前	
2020年 7月	15円
2020年 6月	15円
2020年 5月	15円
2020年 4月	15円
2020年 3月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	4,320円

- 1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
- 2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。
ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	通貨	種類	償還日	クーポン(%)	格付	比率(%)
1	1MDB Global Investments Ltd	USD	政府機関債	2023/3/9	4.400	NR	3.4
2	ロシア農業銀行	USD	政府機関債	2023/10/16	8.500	NR	3.1
3	チュニジア中央銀行	EUR	政府機関債	2024/2/17	5.625	B	2.9
4	西アフリカ開発銀行	USD	国際機関債	2027/7/27	5.000	BBB+	2.8
5	ジョージア・レイルウェイ	USD	政府機関債	2022/7/11	7.750	BB-	2.8
6	ナイジェリア国債	USD	国債	2032/2/16	7.875	B	2.7
7	サザン・ガス・コリドー	USD	政府機関債	2026/3/24	6.875	BB+	2.4
8	カズムナイガス・ナショナル	USD	政府機関債	2030/4/24	5.375	BBB-	2.4
9	ペトロレオス・デル・ペルー	USD	政府機関債	2032/6/19	4.750	BBB+	2.3
10	CNPC GLOBAL CAPITAL	USD	政府機関債	2030/6/23	2.000	A+	2.0

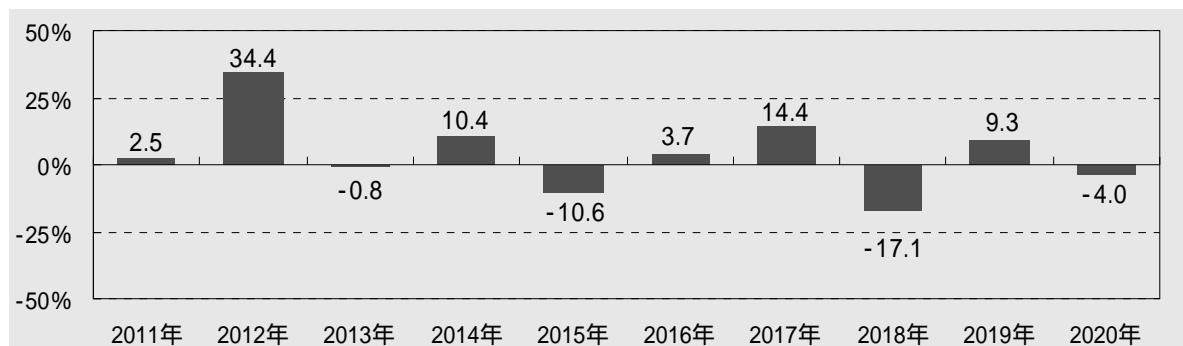
DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにおける国別構成比(上位5ヵ国)

国	比率(%)
ウクライナ	6.0
インドネシア	5.8
ロシア	5.0
カザフスタン	4.1
ウルグアイ	3.9

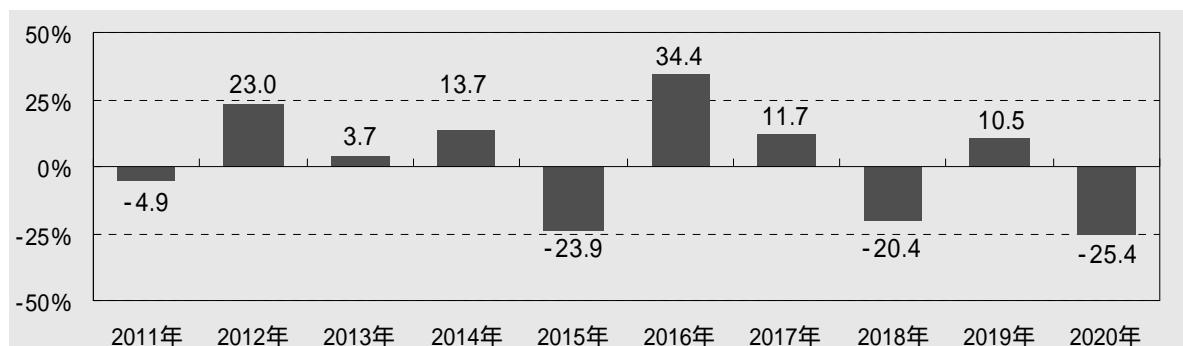
- 1 格付は、Moody's、S & P、フィッチのうち上位のものを採用しております。
 2 比率はDWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにおける組入比率です。

年間收益率の推移

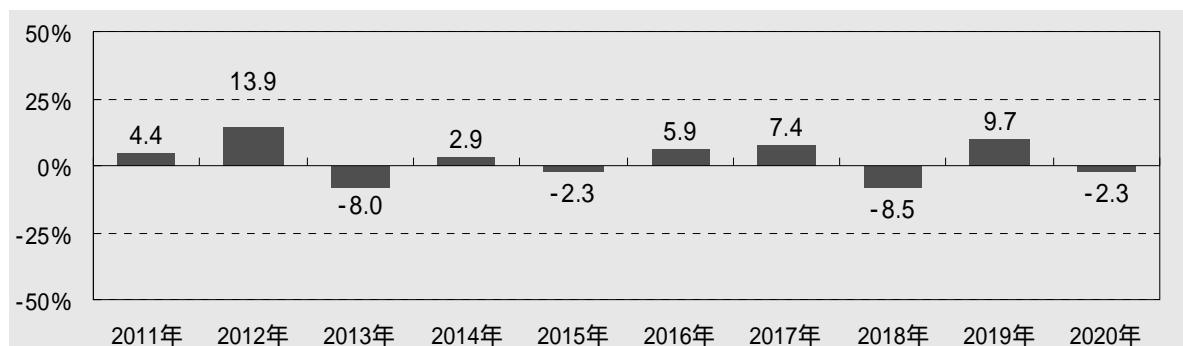
<豪ドルコース>



<ブラジルレアルコース>



<円コース>



1 年間收益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

2 2020年は7月末までの騰落率を表示しております。

3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日を除きます。）の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあります。この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受けた取得申込みの受付の取消し等

- a . 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b . 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日を除きます。）の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。解約価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して6営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
豪ドルコース	Eソブ豪
ブラジルレアルコース	Eソブレ
円コース	Eソブ円

<運用資産の評価基準及び評価方法>

投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託契約締結日（2009年9月25日）から2024年6月20日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3) 信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

- (イ)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、指定投資信託証券（DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクトを除きます。）がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ハ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (二)上記(ハ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(二)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ホ)上記(ハ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記(ロ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)から(ホ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記(イ)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ)上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ト)上記(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、6カ月毎（毎年6月及び12月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3カ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させること THERE あり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して6営業日目から受益者に支払われます。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22特定期間（2019年12月21日から2020年6月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

佐藤田光一




監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）の2019年12月21日から2020年6月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）の2020年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、トイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース(毎月分配型)

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,163,269	11,115,395
投資信託受益証券	996,562,054	816,893,450
未収入金	7,601,060	-
流動資産合計	1,015,326,383	828,008,845
資産合計	1,015,326,383	828,008,845
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,970,674	1,784,076
未払解約金	3,289,774	627,840
未払受託者報酬	36,103	32,193
未払委託者報酬	1,083,117	965,761
未払利息	30	30
その他未払費用	519,519	432,996
流動負債合計	8,899,217	3,842,896
負債合計	8,899,217	3,842,896
純資産の部		
元本等		
元本	1,323,558,243	1,189,384,127
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	317,131,077	365,218,178
(分配準備積立金)	340,507,457	289,839,103
元本等合計	1,006,427,166	824,165,949
純資産合計	1,006,427,166	824,165,949
負債純資産合計	1,015,326,383	828,008,845

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21特定期間 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)	第22特定期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日)
営業収益		
有価証券売買等損益	38,122,195	69,183,067
為替差損益	397	2,367
営業収益合計	38,122,592	69,185,434
営業費用		
支払利息	3,404	4,208
受託者報酬	226,247	190,543
委託者報酬	6,787,568	5,716,241
その他費用	519,519	432,996
営業費用合計	7,536,738	6,343,988
営業利益又は営業損失()	30,585,854	75,529,422
経常利益又は経常損失()	30,585,854	75,529,422
当期純利益又は当期純損失()	30,585,854	75,529,422
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	469	2,990,147
期首剰余金又は期首次損金()	349,858,697	317,131,077
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,868,763	41,606,635
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,868,763	41,606,635
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,105	135,557
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,105	135,557
分配金	24,666,361	17,018,904
期末剰余金又は期末欠損金()	317,131,077	365,218,178

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 特定期間末日の取扱い 2020年6月20日が休日のため、信託約款の規定により、当特定期間末日を2020年6月22日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
1. 受益権の総数	1,323,558,243口	1,189,384,127口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	317,131,077円	365,218,178円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7604円 (7,604円)	0.6929円 (6,929円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21特定期間 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)	第22特定期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日)
分配金の計算方法	<p>第116期(2019年6月21日から2019年7月22日まで) 計算期間末における収益調整金(249,233,855円)、分配準備積立金(389,299,150円)より、分配対象収益は、638,533,005円(1万口当たり4,515円)であり、うち4,242,194円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第117期(2019年7月23日から2019年8月20日まで) 計算期間末における収益調整金(244,137,674円)、分配準備積立金(377,157,639円)より、分配対象収益は、621,295,313円(1万口当たり4,485円)であり、うち4,155,280円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第118期(2019年8月21日から2019年9月20日まで) 計算期間末における収益調整金(243,779,510円)、分配準備積立金(372,427,963円)より、分配対象収益は、616,207,473円(1万口当たり4,455円)であり、うち4,149,001円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>第122期(2019年12月21日から2020年1月20日まで) 計算期間末における収益調整金(232,355,390円)、分配準備積立金(339,053,985円)より、分配対象収益は、571,409,375円(1万口当たり4,335円)であり、うち3,953,859円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第123期(2020年1月21日から2020年2月20日まで) 計算期間末における収益調整金(227,151,183円)、分配準備積立金(327,567,186円)より、分配対象収益は、554,718,369円(1万口当たり4,305円)であり、うち3,865,111円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第124期(2020年2月21日から2020年3月23日まで) 計算期間末における収益調整金(220,168,482円)、分配準備積立金(313,707,590円)より、分配対象収益は、533,876,072円(1万口当たり4,275円)であり、うち3,745,987円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>

<p>第119期(2019年9月21日から2019年10月21日まで) 計算期間末における収益調整金(241,740,037円)、分配準備積立金(365,171,477円)より、分配対象収益は、606,911,514円(1万口当たり4,425円)であり、うち4,114,112円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第120期(2019年10月22日から2019年11月20日まで) 計算期間末における収益調整金(237,107,583円)、分配準備積立金(354,112,964円)より、分配対象収益は、591,220,547円(1万口当たり4,395円)であり、うち4,035,100円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第121期(2019年11月21日から2019年12月20日まで) 計算期間末における収益調整金(233,332,008円)、分配準備積立金(344,478,131円)より、分配対象収益は、577,810,139円(1万口当たり4,365円)であり、うち3,970,674円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>第125期(2020年3月24日から2020年4月20日まで) 計算期間末における収益調整金(218,446,420円)、分配準備積立金(307,481,991円)より、分配対象収益は、525,928,411円(1万口当たり4,245円)であり、うち1,858,147円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第126期(2020年4月21日から2020年5月20日まで) 計算期間末における収益調整金(213,006,630円)、分配準備積立金(297,970,718円)より、分配対象収益は、510,977,348円(1万口当たり4,230円)であり、うち1,811,724円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第127期(2020年5月21日から2020年6月22日まで) 計算期間末における収益調整金(209,771,924円)、分配準備積立金(291,623,179円)より、分配対象収益は、501,395,103円(1万口当たり4,215円)であり、うち1,784,076円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>
---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第21特定期間 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)	第22特定期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッ	同左

	ティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行つてあります。
--	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
投資信託受益証券	21,625,267	75,219,398
合計	21,625,267	75,219,398

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,434,477,730	1,323,558,243
期中追加設定元本額	248,098	394,820
期中一部解約元本額	111,167,585	134,568,936

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(豪ドル)	104,326.4366	816,771,672	
	小計			816,771,672	
	ユーロ	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	7.7036	1,020.18	
	小計			1,020.18 (121,778)	
合計				816,893,450 (121,778)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	0.0%	100.0%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

トイチエ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

長田光一


監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース（毎月分配型）の2019年12月21日から2020年6月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース（毎月分配型）の2020年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、トイチエ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース(毎月分配型)

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,818,047	9,509,530
投資信託受益証券	1,026,426,641	628,577,652
未収入金	3,138,630	-
流動資産合計	1,048,383,318	638,087,182
資産合計	1,048,383,318	638,087,182
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,452,503	1,656,088
未払解約金	4,158,093	39,440
未払受託者報酬	36,824	25,811
未払委託者報酬	1,104,708	774,294
未払利息	51	26
その他未払費用	550,353	397,319
流動負債合計	13,302,532	2,892,978
負債合計	13,302,532	2,892,978
純資産の部		
元本等		
元本	3,726,251,829	3,312,177,580
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金() (分配準備積立金)	2,691,171,043 400,189,708	2,676,983,376 330,231,123
元本等合計	1,035,080,786	635,194,204
純資産合計	1,035,080,786	635,194,204
負債純資産合計	1,048,383,318	638,087,182

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21特定期間 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)	第22特定期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日)
営業収益		
有価証券売買等損益	8,522,129	275,240,508
為替差損益	397	2,367
営業収益合計	8,522,526	275,242,875
営業費用		
支払利息	3,511	3,971
受託者報酬	239,637	174,851
委託者報酬	7,189,030	5,245,407
その他費用	550,353	397,319
営業費用合計	7,982,531	5,821,548
営業利益又は営業損失()	539,995	281,064,423
経常利益又は経常損失()	539,995	281,064,423
当期純利益又は当期純損失()	539,995	281,064,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額()	681,709	4,119,956
期首剰余金又は期首次損金()	2,937,312,268	2,691,171,043
剰余金増加額又は欠損金減少額	299,842,919	323,062,330
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	299,842,919	323,062,330
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,674,735	5,295,749
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	6,674,735	5,295,749
分配金	46,885,245	26,634,447
期末剰余金又は期末欠損金()	2,691,171,043	2,676,983,376

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 特定期間末日の取扱い 2020年6月20日が休日のため、信託約款の規定により、当特定期間末日を2020年6月22日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
1. 受益権の総数	3,726,251,829口	3,312,177,580口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,691,171,043円	2,676,983,376円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.2778円 (2,778円)	0.1918円 (1,918円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21特定期間 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)	第22特定期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日)
分配金の計算方法	<p>第116期(2019年6月21日から2019年7月22日まで) 計算期間末における収益調整金(102,466,613円)、分配準備積立金(487,006,456円)より、分配対象収益は、589,473,069円(1万口当たり1,448円)であり、うち8,140,657円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第117期(2019年7月23日から2019年8月20日まで) 計算期間末における収益調整金(99,691,926円)、分配準備積立金(465,526,813円)より、分配対象収益は、565,218,739円(1万口当たり1,428円)であり、うち7,915,004円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第118期(2019年8月21日から2019年9月20日まで) 計算期間末における収益調整金(99,676,004円)、分配準備積立金(455,121,289円)より、分配対象収益は、554,797,293円(1万口当たり1,408円)であり、うち7,879,401円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第122期(2019年12月21日から2020年1月20日まで) 計算期間末における収益調整金(93,497,149円)、分配準備積立金(394,638,465円)より、分配対象収益は、488,135,614円(1万口当たり1,328円)であり、うち7,350,216円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第123期(2020年1月21日から2020年2月20日まで) 計算期間末における収益調整金(92,398,237円)、分配準備積立金(382,311,531円)より、分配対象収益は、474,709,768円(1万口当たり1,308円)であり、うち7,257,339円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第124期(2020年2月21日から2020年3月23日まで) 計算期間末における収益調整金(88,692,823円)、分配準備積立金(359,643,799円)より、分配対象収益は、448,336,622円(1万口当たり1,288円)であり、うち6,960,530円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

<p>第119期(2019年9月21日から2019年10月21日まで) 計算期間末における収益調整金(98,944,482円)、分配準備積立金(443,547,320円)より、分配対象収益は、542,491,802円(1万口当たり1,388円)であり、うち7,815,634円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第120期(2019年10月22日から2019年11月20日まで) 計算期間末における収益調整金(97,327,887円)、分配準備積立金(428,209,839円)より、分配対象収益は、525,537,726円(1万口当たり1,368円)であり、うち7,682,046円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第121期(2019年11月21日から2019年12月20日まで) 計算期間末における収益調整金(94,739,416円)、分配準備積立金(407,642,211円)より、分配対象収益は、502,381,627円(1万口当たり1,348円)であり、うち7,452,503円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第125期(2020年3月24日から2020年4月20日まで) 計算期間末における収益調整金(88,214,157円)、分配準備積立金(349,358,955円)より、分配対象収益は、437,573,112円(1万口当たり1,268円)であり、うち1,725,138円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>第126期(2020年4月21日から2020年5月20日まで) 計算期間末における収益調整金(86,287,842円)、分配準備積立金(339,451,946円)より、分配対象収益は、425,739,788円(1万口当たり1,263円)であり、うち1,685,136円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>第127期(2020年5月21日から2020年6月22日まで) 計算期間末における収益調整金(84,857,616円)、分配準備積立金(331,887,211円)より、分配対象収益は、416,744,827円(1万口当たり1,258円)であり、うち1,656,088円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p>
--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第21特定期間 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)	第22特定期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッ	同左

	ティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行つてあります。
--	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
投資信託受益証券	54,208,911	62,602,172
合計	54,208,911	62,602,172

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	4,133,856,622	3,726,251,829
期中追加設定元本額	9,170,860	6,682,097
期中一部解約元本額	416,775,653	420,756,346

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(ブラジルレアル)	347,789.6370	628,455,874	
	小計			628,455,874	
	ユーロ	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	7.7036	1,020.18	
	小計			1,020.18 (121,778)	
合計				628,577,652 (121,778)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	0.0%	100.0%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

トイ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

尾島田光一


監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース（毎月分配型）の2019年12月21日から2020年6月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース（毎月分配型）の2020年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、トイ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース(毎月分配型)

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,401,299	3,344,591
投資信託受益証券	400,006,001	356,889,037
未収入金	826,370	-
流動資産合計	405,233,670	360,233,628
資産合計	405,233,670	360,233,628
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	693,831	658,748
未払受託者報酬	14,748	14,075
未払委託者報酬	442,363	422,209
未払利息	12	9
その他未払費用	218,154	186,239
流動負債合計	1,369,108	1,281,280
負債合計	1,369,108	1,281,280
純資産の部		
元本等		
元本	462,554,001	439,165,625
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	58,689,439	80,213,277
(分配準備積立金)	68,987,321	62,410,540
元本等合計	403,864,562	358,952,348
純資産合計	403,864,562	358,952,348
負債純資産合計	405,233,670	360,233,628

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21特定期間 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)	第22特定期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日)
営業収益		
有価証券売買等損益	10,074,955	18,618,555
為替差損益	397	2,367
営業収益合計	10,075,352	18,620,922
営業費用		
支払利息	1,412	1,813
受託者報酬	95,007	81,972
委託者報酬	2,849,992	2,459,028
その他費用	218,154	186,239
営業費用合計	3,164,565	2,729,052
営業利益又は営業損失()	6,910,787	21,349,974
経常利益又は経常損失()	6,910,787	21,349,974
当期純利益又は当期純損失()	6,910,787	21,349,974
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額()	114,606	182,629
期首剰余金又は期首次損金()	71,111,486	58,689,439
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,833,636	4,555,020
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	9,833,636	4,555,020
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,822	517,652
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	17,822	517,652
分配金	4,419,160	4,028,603
期末剰余金又は期末欠損金()	58,689,439	80,213,277

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 特定期間末日の取扱い 2020年6月20日が休日のため、信託約款の規定により、当特定期間末日を2020年6月22日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
1. 受益権の総数	462,554,001口	439,165,625口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	58,689,439円	80,213,277円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8731円 (8,731円)	0.8174円 (8,174円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21特定期間 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)	第22特定期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日)
分配金の計算方法	<p>第116期(2019年6月21日から2019年7月22日まで) 計算期間末における収益調整金(29,497,934円)、分配準備積立金(85,607,610円)より、分配対象収益は、115,105,544円(1万口当たり2,126円)であり、うち811,768円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第117期(2019年7月23日から2019年8月20日まで) 計算期間末における収益調整金(27,460,449円)、分配準備積立金(78,937,201円)より、分配対象収益は、106,397,650円(1万口当たり2,111円)であり、うち755,683円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第118期(2019年8月21日から2019年9月20日まで) 計算期間末における収益調整金(26,790,119円)、分配準備積立金(76,197,900円)より、分配対象収益は、102,988,019円(1万口当たり2,096円)であり、うち736,698円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>	<p>第122期(2019年12月21日から2020年1月20日まで) 計算期間末における収益調整金(25,233,461円)、分配準備積立金(68,987,321円)より、分配対象収益は、94,220,782円(1万口当たり2,036円)であり、うち693,837円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第123期(2020年1月21日から2020年2月20日まで) 計算期間末における収益調整金(24,656,142円)、分配準備積立金(65,995,763円)より、分配対象収益は、90,651,905円(1万口当たり2,021円)であり、うち672,509円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第124期(2020年2月21日から2020年3月23日まで) 計算期間末における収益調整金(24,715,251円)、分配準備積立金(65,240,311円)より、分配対象収益は、89,955,562円(1万口当たり2,006円)であり、うち672,331円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>

<p>第119期(2019年9月21日から2019年10月21日まで) 計算期間末における収益調整金(25,850,436円)、分配準備積立金(72,812,370円)より、分配対象収益は、98,662,806円(1万口当たり2,081円)であり、うち710,843円(1万口当たり15円)を分配金額としてあります。</p> <p>第120期(2019年10月22日から2019年11月20日まで) 計算期間末における収益調整金(25,832,564円)、分配準備積立金(72,049,663円)より、分配対象収益は、97,882,227円(1万口当たり2,066円)であり、うち710,337円(1万口当たり15円)を分配金額としてあります。</p> <p>第121期(2019年11月21日から2019年12月20日まで) 計算期間末における収益調整金(25,232,579円)、分配準備積立金(69,681,152円)より、分配対象収益は、94,913,731円(1万口当たり2,051円)であり、うち693,831円(1万口当たり15円)を分配金額としてあります。</p>	<p>第125期(2020年3月24日から2020年4月20日まで) 計算期間末における収益調整金(24,467,778円)、分配準備積立金(63,919,697円)より、分配対象収益は、88,387,475円(1万口当たり1,991円)であり、うち665,586円(1万口当たり15円)を分配金額としてあります。</p> <p>第126期(2020年4月21日から2020年5月20日まで) 計算期間末における収益調整金(24,589,567円)、分配準備積立金(63,133,113円)より、分配対象収益は、87,722,680円(1万口当たり1,976円)であり、うち665,592円(1万口当たり15円)を分配金額としてあります。</p> <p>第127期(2020年5月21日から2020年6月22日まで) 計算期間末における収益調整金(23,751,411円)、分配準備積立金(62,410,540円)より、分配対象収益は、86,161,951円(1万口当たり1,961円)であり、うち658,748円(1万口当たり15円)を分配金額としてあります。</p>
--	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第21特定期間 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)	第22特定期間 (自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッ	同左

	ティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行つております。
--	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
投資信託受益証券	3,677,437	18,457,967
合計	3,677,437	18,457,967

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第21特定期間 (2019年12月20日現在)	第22特定期間 (2020年6月22日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	541,175,451	462,554,001
期中追加設定元本額	144,245	3,187,730
期中一部解約元本額	78,765,695	26,576,106

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(円)	43,025.4775	356,767,259	
	小計			356,767,259	
	ユーロ	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	7.7036	1,020.18	
	小計			1,020.18 (121,778)	
合計				356,889,037 (121,778)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	0.0%	100.0%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンドは、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、円コースの3つのファンドで構成されています。各ファンドは以下の投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべてこれら投資信託の受益証券です。

ファンド	投資対象とする投資信託受益証券
豪ドルコース	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(豪ドル) DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト
ブラジルレアルコース	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(ブラジルレアル) DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト
円コース	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(円) DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト

「DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、DWSインベストメント・エス・エーからの情報に基づき、2019年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2019年12月31日現在の財務の状況は、ルクセンブルグの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「資産、負債の状況」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2019年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります、独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類から抜粋したものであります。

(1) 資産、負債の状況

2019年12月31日現在 金額(アメリカドル)	
資産の部	
債券	79,309,456.42
現金	2,519,256.78
通貨先物	2,193,277.20
未収利息	1,287,308.76
未収入金	41,775.14
資産合計	85,351,074.30
負債の部	
通貨先物	221,294.15
その他負債	1,337,711.64
負債合計	1,559,005.79

(2) 損益計算書

2019年12月31日に終了した事業年度 金額(アメリカドル)	
収益	
受取利金	4,449,360.37
受取利息	43,940.39
源泉徴収税	14,913.60
収益合計	4,478,387.16
費用	
借入利息、預金利息	314.62
委託者報酬	331,361.89
保管費用	2,055.62
監査費用、弁護士費用及び印刷費用	12,313.41
申込税	7,967.35
その他費用	109,936.44
費用合計	463,949.33
純投資収益	4,014,437.83

(3)純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

	金額(アメリカドル)
期首純資産金額	88,011,094.89
解約による資金流出	15,032,422.87
収益調整	125,866.51
有価証券売買損益	1,451,911.10
評価益	9,235,618.88
期末純資産金額	83,792,068.51

(4)組入資産の明細

(2019年12月31日現在)

銘柄名	数量	評価額(アメリカドル)
上場有価証券		
Banque Centrale de Tunisie International Bond (MTN) 2017/2024	2,000,000	2,230,043.79
Egypt Government International Bond -Reg- 2019/2031	1,200,000	1,440,756.07
Ivory Coast Government International Bond -Reg- (MTN) 2017/2025	1,000,000	1,237,456.00
Morocco Government International Bond -Reg- 2019/2031	580,000	650,342.34
Petroleos Mexicanos -Reg- (MTN) 2014/2026	1,000,000	1,156,045.97
1MDB Global Investments Ltd -Reg- (MTN) 2013/2023	2,500,000	2,439,800.00
Abu Dhabi Government International Bond -Reg- (MTN) 2019/2029	1,000,000	998,255.00
Angolan Government International Bond -Reg- 2019/2049	1,000,000	1,070,540.00
Banque Ouest Africaine de Developpement -Reg- (MTN) 2017/2027	2,000,000	2,129,330.00
Brazilian Government International Bond (MTN) 2016/2026	1,000,000	1,168,360.00
China Government International Bond 2019/2039	1,000,000	954,785.00
China National Chemical Corporation (MTN) 2018/2025	890,000	966,232.95
Chinalco Capital Holdings Ltd (MTN) 2016/2021	1,000,000	1,012,025.00
Colombia Government International Bond 2018/2029	1,000,000	1,110,110.00
Corp Nacional del Cobre de Chile -Reg- (MTN) 2017/2027	1,500,000	1,562,812.50
Development Bank of the Republic of Belarus JSC -Reg- (MTN) 2019/2024	1,000,000	1,055,625.00
Eastern & Southern African Trade & Development Bank (MTN) 2019/2024	1,330,000	1,390,694.55
Eurasian Development Bank -Reg- (MTN) 2012/2022	750,000	785,827.50
Export-Import Bank of China/The (MTN) 2017/2047	1,000,000	1,128,785.00
Export-Import Bank of India -Reg- (MTN) 2018/2028	1,000,000	1,045,085.00
Georgian Railway LLC (MTN) 2012/2022	2,000,000	2,197,790.00
Indonesia Government International Bond 2017/2048	1,000,000	1,106,340.00
Instituto Costarricense de Electricidad -Reg- (MTN) 2011/2021	500,000	523,270.00
Kazakhstan Government International Bond -Reg- 2015/2045	1,000,000	1,479,090.00
KazMunayGas National Co. JSC -Reg- 2017/2047	1,000,000	1,198,095.00
KazMunayGas National Co., JSC -Reg- 2018/2030	1,500,000	1,741,087.50
Namibia International Bonds -Reg- (MTN) 2015/2025	2,000,000	2,083,380.00
Nigeria Government International Bond -Reg- (MTN) 2017/2047	1,000,000	976,960.00
Nigeria Government International Bond -Reg- 2018/2030	1,000,000	1,021,120.00
Oman Government International Bond -Reg- (MTN) 2017/2027	1,500,000	1,549,425.00
Oman Government International Bond -Reg- 2017/2047	1,000,000	992,865.00
Panama Government International Bond 2017/2047	1,000,000	1,191,345.00
Panama Government International Bond 2019/2030	1,000,000	1,032,585.00
Papua New Guinea Government International Bond -Reg- (MTN) 2018/2028	1,000,000	1,062,460.00
Pelabuhan Indonesia II PT -Reg- (MTN) 2015/2025	1,000,000	1,062,725.00

Pertamina Persero PT -Reg- 2012/2042	1,000,000	1,223,805.00
Perusahaan Listrik Negara PT -Reg- (MTN) 2019/2029	375,000	392,118.75
Petroleos del Peru SA -Reg- 2017/2032	1,500,000	1,642,830.00
Republic of Armenia International Bond -Reg- (MTN) 2015/2025	2,000,000	2,348,490.00
Republic of Armenia International Bond -Reg- (MTN) 2019/2029	750,000	744,352.50
Republic Of Turkey (MTN) 2019/2024	1,000,000	1,018,340.00
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital SA -Reg- (MTN) 2013/2023	2,000,000	2,240,750.00
Saudi Government International Bond 2019/2050	1,000,000	1,245,110.00
Southern Gas Corridor CJSC -Reg- (MTN) 2016/2026	1,500,000	1,780,590.00
Sri Lanka Government International Bond -Reg- (MTN) 2011/2021	1,200,000	1,221,360.00
Sri Lanka Government International Bond -Reg- (MTN) 2012/2022	1,000,000	1,002,830.00
Sri Lanka Government International Bond -Reg- (MTN) 2019/2024	600,000	610,329.00
Sri Lanka Government International Bond -Reg- 2019/2030	1,200,000	1,189,782.00
State Oil Co. of the Azerbaijan Republic (MTN) 2013/2023	1,000,000	1,052,445.00
Turkey Government International Bond 2045/2022	1,500,000	1,537,987.50
Ukraine Government International Bond -Reg- (MTN) 2015/2022	2,000,000	2,156,700.00
Ukraine Government International Bond -Reg- (MTN) 2018/2028	2,500,000	3,040,687.50
Uruguay Government International Bond 2012/2045	1,000,000	1,074,970.00
Uruguay Government International Bond 2019/2031	500,000	559,930.00
Ecuador Government International Bond -Reg- (MTN) 2019/2025	1,000,000	916,820.00
Mexico Government International Bond 2019/2050	1,000,000	1,085,500.00
Dominican Republic International Bond -Reg- (MTN) 2015/2025	2,000,000	2,156,940.00
Petroleos Mexicanos 2014/2045	1,000,000	971,615.00
Russian Federation 2012/2042	1,000,000	1,310,555.00
Transnet Ltd -Reg- (MTN) 2012/2022	2,000,000	2,033,170.00
合計		79,309,456.42

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）

(2020年 7月31日現在)

資産総額	844,199,912 円
負債総額	14,679,759 円
純資産総額（ - ）	829,520,153 円
発行済口数	1,140,375,150 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7274 円
(1万口当たり純資産額)	(7,274 円)

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース（毎月分配型）

(2020年 7月31日現在)

資産総額	654,694,314 円
負債総額	2,734,377 円
純資産総額（ - ）	651,959,937 円
発行済口数	3,248,510,705 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.2007 円
(1万口当たり純資産額)	(2,007 円)

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース（毎月分配型）

(2020年 7月31日現在)

資産総額	354,085,515 円
負債総額	183,433 円
純資産総額（ - ）	353,902,082 円
発行済口数	420,080,275 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8425 円
(1万口当たり純資産額)	(8,425 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金等

資本金の額

3,078百万円（2020年7月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（2020年7月末現在）

発行済株式総数

61,560株（2020年7月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2020年7月末現在、委託会社の運用するファンドは90本、純資産総額は716,499百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	69本	247,177百万円
私募	単位型	株式投資信託	4本	14,491百万円
	追加型	株式投資信託	17本	454,831百万円
合計			90本	716,499百万円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

トイチエ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

林秀行



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトイチエ・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トイチエ・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1	3,513,866
前払費用		6,754
未収入金		200,218
未収委託者報酬		509,869
未収運用受託報酬		16,242
未収収益		2,056,487
未収還付消費税等		-
立替金		31,612
為替予約		9,992
その他流動資産		14
流動資産計		6,345,059
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券		10,552
敷金		20,328
繰延税金資産		782,897
供託金		10,000
預託金		-
投資その他の資産合計		823,777
固定資産合計		823,777
資産合計		7,168,837
		5,744,629

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	213,880	198,737
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	253,185	208,121
その他未払金	49,241	54,956
未払費用	1,240,618	1,575,298
未払法人税等	-	28,723
賞与引当金	83,653	118,431
為替予約	3,576	6,269
流動負債合計	1,845,668	1,192,050
固定負債		
退職給付引当金	478,150	497,764
長期未払費用	65,038	61,981
賞与引当金	43,303	87,975
固定負債合計	586,492	647,721
負債合計	2,432,160	1,839,771
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	171,366	1,002,124
利益剰余金合計	171,366	1,002,124
株主資本合計	4,736,633	3,905,875
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	43	1,017
評価・換算差額等合計	43	1,017
純資産合計	4,736,676	3,904,857
負債純資産合計	7,168,837	5,744,629

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,888,292	4,029,921
運用受託報酬	17,940	18,096
その他営業収益	1	1,868,787
営業収益合計	6,840,909	5,916,805
営業費用		
支払手数料	2,471,276	2,038,720
広告宣伝費	13,292	40,076
調査費	104,349	77,908
委託調査費	372,319	324,357
情報機器関連費	164,131	181,196
委託計算費	221,865	202,416
通信費	6,293	6,298
印刷費	40,474	39,319
協会費	17,187	13,341
諸会費	213	185
諸経費	31,846	24,932
営業費用合計	3,443,250	2,948,754
一般管理費		
役員報酬	56,456	59,100
給料・手当	1,166,459	1,162,628
賞与	323,609	491,833
交際費	4,657	9,820
寄付金	3,000	2,000
旅費交通費	37,764	35,705
租税公課	27,769	34,398
不動産賃借料	175,503	194,695
退職給付費用	121,505	112,065
福利厚生費	268,550	263,743
業務委託費	1	945,148
退職金	-	6,485
諸経費	108,089	81,627
一般管理費合計	3,238,515	2,993,188
営業利益又は営業損失()	159,143	25,137
営業外収益		
雑収益	6,110	6,563
営業外収益合計	6,110	6,563
営業外費用		
為替差損	33,198	10,548

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他	4,569	3,382
営業外費用合計	37,768	13,931
経常利益又は経常損失()	127,486	32,504
特別損失		
割増退職金	123,728	13,046
特別損失合計	123,728	13,046
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()	3,758	45,551
法人税、住民税及び事業税	33,708	2,290
法人税等調整額	345,946	782,916
法人税等合計	312,238	785,206
当期純損失()	308,480	830,757

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本				株主資本合計	
	資本剰余金	利益剰余金	その他利益剰余金			
	資本準備金					
		繰越利益剰余金				
当期首残高	3,078,000	1,830,000	137,113		5,045,113	
当期変動額					-	
剰余金の配当					-	
当期純損失()			308,480		308,480	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					-	
当期変動額合計	-	-	308,480		308,480	
当期末残高	3,078,000	1,830,000	171,366		4,736,633	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	128	128	5,044,984
当期変動額			-
剰余金の配当			-
当期純損失()			308,480
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	171	171	171
当期変動額合計	171	171	308,308
当期末残高	43	43	4,736,676

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	171,366	4,736,633
当期変動額				
剩余金の配当			-	-
当期純損失()			830,757	830,757
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	-	830,757	830,757
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,002,124	3,905,875

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	43	43	4,736,676
当期変動額			
剩余金の配当			-
当期純損失()			830,757
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,061	1,061	1,061
当期変動額合計	1,061	1,061	831,818
当期末残高	1,017	1,017	3,904,857

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定期額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
預金	977,569 千円	941,757 千円
未払費用	20,372 千円	29,781 千円

(損益計算書関係)

- 1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他営業収益	137 千円	- 千円
業務委託費	173,557 千円	101,157 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,513,866	3,513,866	-
(2)未収委託者報酬	509,869	509,869	-
(3)未収運用受託報酬	16,242	16,242	-
(4)未収収益	2,056,487	2,056,487	-
(5)投資有価証券 その他の有価証券	10,552	10,552	-
資産計	6,107,016	6,107,016	-
(1)預り金	213,880	213,880	-
(2)未払手数料	253,185	253,185	-
(3)その他未払金	49,241	49,241	-
(4)未払費用	1,240,618	1,240,618	-
負債計	1,756,924	1,756,924	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	6,416	6,416	-
デリバティブ取引計	6,416	6,416	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

- (1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,513,866	-	-
未収委託者報酬	509,869	-	-
未収運用受託報酬	16,242	-	-
未収収益	2,056,487	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	2,246	415
合計	6,096,466	2,246	415

(注) 債還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2020年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	4,179,859	4,179,859	-
(2)未収委託者報酬	419,358	419,358	-
(3)未収運用受託報酬	4,146	4,146	-
(4)未収収益	1,012,488	1,012,488	-
(5)投資有価証券			
その他の有価証券	9,479	9,479	-
資産計	5,625,331	5,625,331	-
(1)預り金	198,737	198,737	-
(2)未払手数料	208,121	208,121	-
(3)その他未払金	54,956	54,956	-
(4)未払費用	575,298	575,298	-
負債計	1,037,114	1,037,114	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,093)	(6,093)	-
デリバティブ取引計	(6,093)	(6,093)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

- (1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	4,179,859	-	-
未収委託者報酬	419,358	-	-
未収運用受託報酬	4,146	-	-
未収収益	1,012,488	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	1,834	307	-
合計	5,617,687	307	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,662	2,489	172
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	7,889	8,000	110
合計		10,552	10,489	62

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	9,479	10,496	1,017
合計		9,479	10,496	1,017

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建 米ドル	1,308,621	-	9,992	9,992
	買建 ユーロ	187,890	-	3,376	3,376
	米ドル	186,724	-	3	3
	シンガポールドル	21,535	-	195	195
合計		1,704,772	-	6,416	6,416

当事業年度（2020年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建 ユーロ	13,917	-	176	176
	米ドル	350,105	-	1,741	1,741
買建 ユーロ		378,861	-	4,527	4,527
				6,093	6,093
合計		742,884	-		

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(単位:千円)
退職給付債務の期首残高	454,139	497,615	
勤務費用	62,539	58,504	
利息費用	2,061	1,572	
数理計算上の差異の発生額	2,921	6,325	
退職給付の支払額	47,328	52,880	
転籍者調整額	23,281	980	
退職給付債務の期末残高	497,615	499,466	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(単位:千円)
非積立型制度の退職給付債務	497,615	499,466	
未積立退職給付債務	497,615	499,466	
未認識数理計算上の差異	19,464	1,702	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,150	497,764	
退職給付引当金	478,150	497,764	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,150	497,764	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(単位:千円)
勤務費用	62,539	58,504	
利息費用	2,061	1,572	
数理計算上の差異の費用処理額	12,718	11,436	
確定給付制度に係る退職給付費用	77,319	71,514	

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.40%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 44,185 千円、当事業年度 40,551 千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産			
賞与引当金		20,241	52,129
その他未払金		15,077	16,827
未払費用		368,655	176,156
未払事業税		1,787	8,093
長期未払費用		14,357	30,051
退職給付引当金		147,440	152,415
減価償却超過額		55,192	26,694
繰越欠損金		520,030	624,026
その他有価証券評価差額金		-	311
その他		2,190	74,318
繰延税金資産小計		1,144,973	1,161,025
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		248,925	624,026
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		113,131	536,998
評価性引当額小計		362,056	1,161,025
繰延税金資産合計		782,916	-
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金		19	-
繰延税金負債合計		19	-
繰延税金資産の純額		782,897	-

(注) 1. 評価性引当額が 798,968 千円増加しております。この増加内容は、繰延税金資産全額に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	624,026	624,026
評価性引当額	-	-	-	-	-	624,026	624,026
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 624,026 千円 (法定実効税率を乗じた額) の全額について、評価性引当金を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	(単位: %)	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率		30.6	30.6
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	37.9	4.4	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	874.4	45.6	
評価性引当金	8,016.1	1,718.7	
住民税均等割	70.8	5.0	
法人税調整額等	-	19.4	
過年度修正	722.1	-	
税効果会計適用後の法人税の負担率	8,307.7	1,723.7	

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は業種	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	137 169,180	*3 預金 未払費用	977,560 16,492
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	3,936	未払費用	3,880

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は業種	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	91,583	*3 預金 未払費用	941,757 21,898
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	8,982	未払費用	7,883

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

*2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

*3 当座預金口座を開設しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は業種	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	642,628	未払費用 未収入金	328,727 30,073
同一の 親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	990,518	未収収益	1,297,513
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査	173,945 128,737 11,291	未収収益 未払費用	40,081 148,638
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	81,600	未収収益	58,752
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査	55,945 114,251 284,425	未収収益 未払費用	58,532 473,175
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	273,308	未収収益 未払費用	100,377 9,976
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査	168,183 9,892 49,002	未収収益 未払費用	259,124 71,912
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	190,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	71,305	未収収益	99,808

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は業種	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	料目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	484,680	未払費用	25,013-
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	933,590	未収収益	584,884-
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益 *3 委託調査	111,423 82,022 7,484	未払費用 未収収益	185,182- 25,882-
同一の親会社を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	76,504	未収収益	19,507
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 委託調査 *1 その他営業収益	△ 53,232 246,750 47,723	未払費用 未収収益	77,586- 21,900-
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益	2,142 172,325	未払費用 未収収益	4,198- 32,870-
同一の親会社を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*3 委託調査 *1 その他営業収益	42,487 289,088	未払費用 未収収益	38,893- 206,740-
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	167,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	120,898	未収入金 未収収益	31,104- 118,215-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場
ニューヨーク証券取引所に上場

DB Beteiligungs-Holding GmbH
DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	76,944.06 円	63,431.73 円
1株当たり当期純損失金額()	5,011.05 円	13,495.09 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失金額()(千円)	308,480	830,757
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純損失金額()(千円)	308,480	830,757
期中平均株式数(株)	61,560	61,560

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド
豪ドルコース（毎月分配型）
ブラジルレアルコース（毎月分配型）
円コース（毎月分配型）

約　　款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、新興国の政府及び政府機関等の発行する債券等を主要投資対象とし、[1] 投資信託証券に投資を行います。

投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとします。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 豪ドルコース（毎月分配型）

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド ブラジルレアルコース（毎月分配型）

DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド 円コース（毎月分配型）

約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項及び同条第2項並びに第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年6月20日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）及び委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前項の規定にかかわらず、販売会社は、第37条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日が別に定める日にあたる場合には、受益権の取得申込みに応じないものとします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受けた日の翌営業日の基準価額に手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、販売会社が定めるものとします。

第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額

の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。
以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図するものとします。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資

法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等並びに第20条、第22条、第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等並びに第20条、第22条、第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体

制が整備されていること

4 . 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適當と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1 . 信託財産の保存に係る業務

2 . 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3 . 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4 . 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による売却代金等、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は2009年9月25日から2009年12月21日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用及び監査費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)及び受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸費用」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎年6月及び12月に到来する計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第34条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の124の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸費用(消費税等相当額を含みます。)信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸費用(消費税等相

当額を含みます。) 信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応ずるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第39条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日にあたる場合には、原則として当該請求に応じないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額とします。

信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、別に定める特定の投資信託証券がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を使わないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託

者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せることができます。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第46条 この信託は、委託者が第39条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき

は、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

委託者は、第5条の規定による信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を1年延長します。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2009年9月25日（信託契約締結日）

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

付表

1. 約款第13条第2項及び第39条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

　　フランクフルトの銀行休業日

　　ルクセンブルグの銀行休業日

2. 約款第17条第1項及び別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

　　ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド([2])

　　ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト

3. 約款第40条第2項の「別に定める特定の投資信託証券」とは、次のものをいいます。

　　ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド([2])

(注) [1]、[2]については、ファンド毎にそれぞれ下記の通り読み替えるものとします。

[1]	豪ドルコース	実質的な保有外貨建資産に対して原則として当該通貨売り、豪ドル買いの為替取引を行う
(2) / (一 投 資 態 度 運 用 基 本 方 法 方 針	ブラジルレアルコース	実質的な保有外貨建資産に対して原則として当該通貨売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行う
	円コース	実質的な保有外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行う

[2]	豪ドルコース	豪ドル
(付表)	ブラジルレアルコース	ブラジルレアル
	円コース	円